

2020年9月

発行登録追補書類に記載の事項

発行登録追補書類番号1-外債2-85

2020年9月17日提出

スウェーデン輸出信用銀行 2025年9月10日満期 ニュージーランドドル建債券

本書および本債券に関する2020年9月付発行登録目論見書をもって本債券の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2020年9月17日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

また、発行者は、他の債券の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の債券の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本債券の内容のみ記載しております。

【今回の売出金額】

790万ニュージーランドドル（邦貨換算額 5億7,306万6,000円）

（ただし邦貨換算額は1ニュージーランドドル=72.54円（2020年9月17日に株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売相場）で換算されている。）

【発行登録書の内容】

提出日	2019年12月23日
効力発生日	2020年1月4日
有効期限	2022年1月3日
発行登録番号	1-外債2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1兆円

【これまでの売出実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額 金額
1-外債2-1	2020年1月10日	3億円		該当事項なし
1-外債2-2	2020年1月10日	6億7,500万円		該当事項なし
1-外債2-3	2020年1月10日	10億円		該当事項なし
1-外債2-4	2020年1月10日	7億2,000万円		該当事項なし
1-外債2-5	2020年1月16日	12億円		該当事項なし
1-外債2-6	2020年1月16日	4億1,000万円		該当事項なし
1-外債2-7	2020年2月5日	5億円		該当事項なし
1-外債2-8	2020年2月6日	2億5,000万円		該当事項なし
1-外債2-9	2020年2月7日	13億7,300万円		該当事項なし
1-外債2-10	2020年2月27日	24億4,000万円		該当事項なし
1-外債2-11	2020年2月28日	3億8,000万円		該当事項なし
1-外債2-12	2020年2月28日	3億円		該当事項なし
1-外債2-13	2020年2月28日	8億8,000万円		該当事項なし
1-外債2-14	2020年3月6日	4億3,000万円		該当事項なし

1-外債2-15	2020年3月6日	3億円	該当事項なし
1-外債2-16	2020年3月6日	10億4,200万円	該当事項なし
1-外債2-17	2020年3月11日	3億円	該当事項なし
1-外債2-18	2020年3月13日	3億円	該当事項なし
1-外債2-19	2020年3月19日	1億円	該当事項なし
1-外債2-20	2020年3月19日	1億2,200万円	該当事項なし
1-外債2-21	2020年5月8日	5億円	該当事項なし
1-外債2-22	2020年5月12日	6億1,000万円	該当事項なし
1-外債2-23	2020年5月18日	3億3,300万円 1億4,100万円	該当事項なし
1-外債2-24	2020年5月21日	46億4,200万円	該当事項なし
1-外債2-25	2020年5月22日	10億円	該当事項なし
1-外債2-26	2020年5月29日	4億円	該当事項なし
1-外債2-27	2020年5月29日	3億7,000万円	該当事項なし
1-外債2-28	2020年5月29日	5億円	該当事項なし
1-外債2-29	2020年5月29日	3億5,000万円	該当事項なし
1-外債2-30	2020年6月5日	6億6,000万円	該当事項なし
1-外債2-31	2020年6月8日	12億6,400万円	該当事項なし
1-外債2-32	2020年6月12日	80億8,800万円	該当事項なし
1-外債2-33	2020年6月15日	18億円	該当事項なし
1-外債2-34	2020年6月16日	14億4,300万円	該当事項なし
1-外債2-35	2020年6月16日	18億2,700万円	該当事項なし
1-外債2-36	2020年7月9日	8億8,400万円	該当事項なし
1-外債2-37	2020年7月22日	6億5,000万円	該当事項なし
1-外債2-38	2020年7月22日	20億円	該当事項なし
1-外債2-39	2020年7月22日	3億円	該当事項なし
1-外債2-40	2020年7月30日	14億7,200万円	該当事項なし
1-外債2-41	2020年7月31日	10億円	該当事項なし
1-外債2-42	2020年7月31日	5億3,000万円	該当事項なし
1-外債2-43	2020年7月31日	3億6,975万円	該当事項なし
1-外債2-44	2020年7月31日	10億7,400万円	該当事項なし
1-外債2-45	2020年8月4日	3億円	該当事項なし
1-外債2-46	2020年8月13日	3億円	該当事項なし
1-外債2-47	2020年8月13日	6億円	該当事項なし
1-外債2-48	2020年8月14日	4億9,950万円	該当事項なし
1-外債2-49	2020年8月14日	3億3,000万円	該当事項なし
1-外債2-50	2020年8月14日	3億8,000万円	該当事項なし
1-外債2-51	2020年8月14日	3億3,700万円	該当事項なし
1-外債2-52	2020年8月14日	3億円	該当事項なし
1-外債2-53	2020年8月14日	11億円	該当事項なし
1-外債2-54	2020年8月17日	7億100万円	該当事項なし
1-外債2-55	2020年8月18日	9億3,300万円	該当事項なし
1-外債2-56	2020年8月18日	9億2,400万円	該当事項なし
1-外債2-57	2020年8月18日	41億800万円	該当事項なし
1-外債2-58	2020年8月18日	49億2,600万円	該当事項なし
1-外債2-59	2020年8月18日	22億1,600万円	該当事項なし
1-外債2-60	2020年8月20日	15億7,300万円	該当事項なし
1-外債2-61	2020年8月20日	19億7,100万円	該当事項なし
1-外債2-62	2020年8月21日	15億円	該当事項なし
1-外債2-63	2020年8月25日	5億6,000万円	該当事項なし

1-外債2-64	2020年8月25日	8億2,000万円	該当事項なし
1-外債2-65	2020年8月28日	10億5,000万円	該当事項なし
1-外債2-66	2020年8月28日	415億インドネシアルピア (3億5,275万円) (注1)	該当事項なし
1-外債2-67	2020年9月3日	14億8,200万円	該当事項なし
1-外債2-68	2020年9月4日	3億円	該当事項なし
1-外債2-69	2020年9月4日	3億円	該当事項なし
1-外債2-70	2020年9月4日	4億円	該当事項なし
1-外債2-71	2020年9月4日	4億円	該当事項なし
1-外債2-72	2020年9月7日	5億円	該当事項なし
1-外債2-73	2020年9月11日	4億5,700万円	該当事項なし
1-外債2-74	2020年9月11日	3億8,000万円	該当事項なし
1-外債2-75	2020年9月14日	15億2,000万円	該当事項なし
1-外債2-76	2020年9月14日	10億9,200万円	該当事項なし
1-外債2-77	2020年9月15日	69億3,900万円	該当事項なし
1-外債2-78	2020年9月15日	118億8,800万円	該当事項なし
1-外債2-79	2020年9月16日	5億円	該当事項なし
1-外債2-80	2020年9月16日	694万豪ドル (5億4,770万4,800円) (注2)	該当事項なし
1-外債2-81	2020年9月17日	31億3,400万円	該当事項なし
1-外債2-82	2020年9月17日	636万米ドル (6億7,657万6,800円) (注3)	該当事項なし
1-外債2-83	2020年9月17日	8億3,600万円	該当事項なし
1-外債2-84	2020年9月17日	772万豪ドル (6億532万5,200円) (注4)	該当事項なし
実績合計額		1,029億6,860万6,800円 (注5)	減額総額 0円

(注1) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2020年9月30日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は100インドネシアルピア=0.85円(2020年8月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行によるインドネシアルピアの日本円に対する対顧客電信売相場)で換算されている。

(注2) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2020年9月29日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は1豪ドル=78.92円(2020年9月15日現在の株式会社三菱UFJ銀行による豪ドルの日本円に対する対顧客電信売相場)で換算されている。

(注3) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2020年9月29日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は1米ドル=106.38円(2020年9月16日現在の株式会社三菱UFJ銀行による米ドルの日本円に対する対顧客電信売相場)で換算されている。

(注4) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2020年9月30日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は1豪ドル=78.41円(2020年9月17日現在の株式会社三菱UFJ銀行による豪ドルの日本円に対する対顧客電信売相場)で換算されている。

(注5) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額)

8,970億3,139万3,200円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当なし

第一部【証券情報】

<スウェーデン輸出信用銀行 2025年9月10日満期 ニュージーランドドル建債券に関する情報>

第2【売出債券に関する基本事項】

1 売出要項

(3) 券面総額	790万ニュージーランドドル（注1）
(5) 売出価格及びその総額	売出価格 額面金額の100.00% 売出価格の総額 790万ニュージーランドドル（注1）
(6) 利率	計算基礎額に対して、年0.21%

（注1） 本債券のユーロ市場における発行総額は790万ニュージーランドドルである。

2 利息支払の方法

- (1) 各本債券の利息は、各本債券の計算基礎額に対して年0.21%の利率で、利息起算日である2020年9月29日（当日を含む。）からこれを付し、2021年3月10日を初回として償還期限を最終回とする毎年3月10日および9月10日（以下それぞれ「利払日」という。）に、利息起算日（当日を含む。）または直前の利払日（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間について、各本債券の計算基礎額につき、1.05ニュージーランドドル（ただし、初回の利払日である2021年3月10日については、各本債券の計算基礎額につき0.94ニュージーランドドル）が後払いされる。

3 償還の方法

- (3) 違法性を理由とする期限前償還

「計算代理人」とは、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーまたは正
当に授権されたその承継者をいう。

2020年9月

発行登録目論見書



Experts in international financing

スウェーデン輸出信用銀行

スウェーデン輸出信用銀行

2025年9月10日満期 ニュージーランドドル建債券

－ 売 出 人 －

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とする債券1兆円の売出しに関する発行登録については、発行者は金融商品取引法第27条において準用する同法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を2019年12月23日に関東財務局長に提出し、2020年1月4日にその効力が生じています。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に記載されたスウェーデン輸出信用銀行 2025年9月10日満期 ニュージーランドドル建債券（以下「本債券」といいます。）を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。
4. 本債券の元利金はニュージーランドドルをもって表示されておりますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項」をご参照ください。
5. 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐える投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。

(注) 発行者は、他の債券の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の債券の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本債券の内容のみ記載しております。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

2. 無登録の格付会社の例について

格付情報を付与している格付会社のうち、下記の格付会社グループは金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けておりません。

【S&P グローバル・レーティング】

➤ 格付会社グループの呼称について

S&P グローバル・レーティング

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質及び量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンス又は独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

【ムーディーズ】

➤ 格付会社グループの呼称について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」といいます。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていない。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

【フィッチ・レーティングス】

➤ 格付会社グループの呼称について

フィッチ・レーティングス

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/site/japan>) の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「格付付与方針等」に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチ・レーティングス（以下、「フィッチ」といいます。）の格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2018年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以 上

【表紙】

【提出書類】 発行登録書（訂正を含む。）

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年12月23日 発行登録書提出
2020年6月30日 訂正発行登録書提出
2020年9月4日 訂正発行登録書提出

【発行者の名称】 スウェーデン輸出信用銀行
(AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 カトリン・フランソン
(Catrin Fransson - Chief Executive Officer)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 犬島 伸能

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 (03)6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 犬島 伸能

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 (03)6889-7000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 債券

【発行登録書の内容】

提出日	2019年12月23日
効力発生日	2020年1月4日
有効期限	2022年1月3日
発行登録番号	1 - 外債 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1兆円
発行可能額	9,275億700万円

【縦覧に供する場所】 該当なし

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
＜スウェーデン輸出信用銀行 2025 年 9 月 10 日満期 ニュージーランドドル建債券に関する情報＞	
第 1 募集債券に関する基本事項	1
第 2 売出債券に関する基本事項	1
1 売出要項	1
2 利息支払の方法	4
3 償還の方法	5
4 元利金支払場所	6
5 担保又は保証に関する事項	8
6 債券の管理会社の職務	8
7 債権者集会に関する事項	9
8 課税上の取扱い	10
9 準拠法及び管轄裁判所	11
10 公告の方法	12
11 その他	12
募集または売出しに関する特別記載事項	15
第 3 資金調達の目的及び手取金の使途	17
第 4 法 律 意 見	17
＜本債券以外の債券に関する情報＞	18
第二部 参 照 情 報	20
第 1 参照書類	20
第 2 参照書類の補完情報	20
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	20
発行登録書の提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する 同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	21
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	23
有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち主要なものを要約した書面 ..	41

第一部【証券情報】

<スウェーデン輸出信用銀行 2025年9月10日満期 ニュージーランドドル建債券に関する情報>

以下に記載するもの以外については、本債券を売出しにより取得させるに当たり、本債券に関する「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。本書中の本債券に関する未定の事項は2020年9月中旬頃に決定する。

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

(1) 売出人

会社名	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 おきぎん証券株式会社 七十七証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 沖縄県那覇市久米二丁目4番16号 宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号

(2) 売出債券の名称及び記名・無記名の別	スウェーデン輸出信用銀行 2025年9月10日満期 ニュージーランドドル建債券（以下「本債券」という。） （注8） 無記名式
(3) 券面総額	（未定）ニュージーランドドル（注1）
(4) 各債券の金額	1,000 ニュージーランドドル（各本債券の額面金額および計算基礎額）
(5) 売出価格及びその総額	売出価格 額面金額の100.00% 売出価格の総額 （未定）ニュージーランドドル（注1）
(6) 利率	計算基礎額に対して、年（未定）%（年0.10～0.30%を仮条件とする。）（注2）
(7) 償還期限	2025年9月10日（ロンドン時間）（注3）（注12）
(8) 売出期間	2020年9月23日から2020年9月29日まで（注11）
(9) 受渡期日	2020年9月30日（日本時間）（注11）
(10) 申込取扱場所	売出人、売出取扱人および登録金融機関の日本における本店および各支店（注4）

(11) 売出しの委託契約の内容

該当なし

(12) 債券の管理会社

該当なし

財務代理人

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)

連合王国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

(以下「財務代理人」といい、財務代理人であるドイチェ・バンク・アーゲーを継承する者を含む。)

(13) 振替機関

該当なし

(14) 財務上の特約

担保提供制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

(注1) 本債券のユーロ市場における発行総額は(未定)ニュージーランドドルである。本債券の発行に関する未定および予定の条件は、需要状況を勘案した上で、2020年9月17日までに決定される予定である。

(注2) 本債券の付利は、2020年9月29日(当日を含む。)から開始する。なお、最終的に決定される本債券の未定の利率は、上記の仮条件の範囲外となる場合がある。

(注3) 償還期限に係る支払日(下記「2 利息支払の方法」に定義される。)は、下記「4 元利金支払場所(6)」に従って調整されることがある。

期限前償還については下記「3 償還の方法(2) 税制上の理由による期限前償還」、「3 償還の方法(3) 違法性を理由とする期限前償還」および「11 その他(1) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注4) 売出人は、以下の金融商品取引業者(以下「売出取扱人」という。)に、本債券の売出しの取扱いを一部委託している(ただし、上記申込取扱場所のうち、店舗により売出しの取扱いが行われない場合がある。)

売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いを一部委託している場合がある。また、登録金融機関によっては、売出人からではなく売出取扱人から本債券の売出しの委託を受けている場合がある。

売出取扱人

名称: auカブコム証券株式会社

住所: 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人または売出取扱人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人または売出取扱人から直接、または登録金融機関を通じてあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の開設を申し込む旨を記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の券面の交付は行わない。なお、本債券の券面に関する事項については下記「11 その他(2) 本債券の様式」を参照のこと。

(注5) 本債券は、スウェーデン輸出信用銀行の金額無制限継続債券発行プログラム(以下「プログラム」という。)および本債券に関するプライシング・サプルメント(以下「関連プライシング・サプルメント」という。)に基づき、2020年9月29日(以下「発行日」(注11)という。)に発行される。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

(注6) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、1986年合衆国内国歳入法(その後の改正を含み、以下「内国歳入法」という。)および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

(注7) 本書中の「発行者」または「SEK」とはスウェーデン輸出信用銀行(Aktiebolaget Svensk Exportkredit)を指す。発行者の事業年度は1月1日から同年の12月31日までである。

(注8) 本債券に関し、発行者の申込により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または当該信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

本書の日付現在、発行者は、その無担保上位債務につき、(ムーディーズ・インベスターズ・サービス (ノルディック) エービーを通じて) ムーディーズ・インベスターズ・サービス (以下「ムーディーズ」という。) より Aa1 の格付を、また、その(満期までの期間が1年以上の) 無担保上位債務につき、(S&P グローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド (スウェーデン支店) を通じて) S&P グローバル・レーティング (以下「S&P」という。) より AA+ の格付を付されている。

本債券について、本書の日付現在において個別の格付は取得していない。

ムーディーズおよび S&P は、信用格付事業を行っているが、本書の日付現在、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよび S&P については、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社 (登録番号: 金融庁長官 (格付) 第 2 号) および S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社 (登録番号: 金融庁長官 (格付) 第 5 号) が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ (ムーディーズ日本語ホームページ (https://www.moodyys.com/pages/default_ja.aspx)) の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home) の「ライブ ラリ ・ 規 制 関 連 」 の 「 無 登 録 格 付 け 情 報 」 (https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

- (注 9) (a) MiFID II (指令 2014/65/EU) ならびに (b) MiFID II を補足する委員会委任指令 (EU) 2017/593 第 9 条および第 10 条に含まれる商品管理要件 (合わせて「MiFID II 商品管理要件」) のためののみ行われた本債券に関する対象市場評価においては、(i) 本債券の対象市場は適格相手方、プロ顧客およびリテール顧客 (それぞれ MiFID II に定義される。) であり (ただし、リテール顧客については、日本の居住者である。)、また、(ii) 適格相手方、プロ顧客およびリテール顧客に対する本債券の全ての販売経路は、販売法域において適用される証券取引関連の法令規則に従い適切であるという結論に至った。二次的に本債券の募集、売却または勧誘を行う一切の者 (以下「販売業者」という。) は、かかる対象市場評価を考慮すべきである。ただし、MiFID II に服する販売業者は、本債券について独自の対象市場評価を実施し、販売法域において適用される証券取引関連の法令規則に基づく販売業者の適合性・適切性に関する責任が、全ての販売において遵守されるよう、適切な販売経路を決定する責任を負う。
- (注 10) 本債券は、欧州経済領域 (以下「EEA」という。) または英国におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(i) MiFID II 第 4 (1) 条第 11 号において定義されるリテール顧客、(ii) 指令 (EU) 2016/97 号にいう顧客であって、MiFID II 第 4 (1) 条第 10 号において定義されるプロ顧客の資格を有していない者または (iii) 規則 (EU) 2017/1129 号 (「目論見書規則」) において定義される適格投資家ではない者のいずれか (またはこれらの複数) に該当する者をいう。そのため、EEA および/または英国におけるリテール投資家に対して本債券を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則 (EU) 1286/2014 号 (その後の改正を含み、以下「PRIIPs 規則」という。) によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって EEA および/または英国におけるリテール投資家に対して本債券を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs 規則に基づき不適法となることがある。
- (注 11) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売却期間、受渡期日および発行日を概ね 1 週間程度範囲で繰り下げることがある。
- (注 12) 発行日の変更されたときは、償還期限または利払日についても、変更された発行日を基本としつつ、営業日等を考慮して変更されることがある。
- (注 13) 別段の記載のない限り、本書中の「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「ニュージーランドドル」はニュージーランドの法定通貨であるニュージーランドドルを、「クローナ」はスウェーデンクローナを、「円」は日本円を、「ユーロ」は経済通貨同盟の第三段階の開始に伴い導入された単一通貨で、ユーロの導入に関する 1998 年 5 月 3 日の EU 理事会規則 No 974/98 の第 2 条 (その後の修正を含む。) に定義されているものを指す。

本債券についてのリスク要因

本債券への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本債券へ投資することが適切か否かを判断するにあたり、下記に記載されるリスク要因を理解し検討すべきである。ただし、下記は本債券に関するすべてのリスク要因を完全に網羅することを意図したものではない。

また、下記やその他のリスク要因が本債券の取引価値に及ぼす影響により、他のリスク要因が本債券の取引価値に及ぼす影響の一部または全部が相殺されることがある。

本債券の購入を検討している投資家は、個々の状況を鑑みて、下記のことに留意し、本債券への投資判断を下すべきである。

日本円/ニュージーランドドル間の為替レート

日本円/ニュージーランドドル間の為替レートの変動は、ニュージーランドドルにより支払われる本債券の利息および元金の日本円相当額に影響を及ぼす。日本円/ニュージーランドドル間の為替レートの変動によっては、日本円により本債券に投資を行った者が、本債券に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。

一般的に、本債券の日本円建てでの価値は、場合に応じて、ニュージーランドドルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

金 利

本債券については、ニュージーランドドルによる一連の固定利息の支払いが行われる。したがって、償還前の本債券の価値は、ニュージーランドドル金利の変動の影響を受ける。

一般的に、本債券の価値は、ニュージーランドドルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

発行者の信用状況

発行者の財務状況が悪化し、信用状況が損なわれた場合、本債券の利息または償還金の支払いがその支払期日に遅延する可能性や、または支払われない可能性がある。こうした本債券の利息または償還に関する確実性は、発行者の信用力に依拠する。よって、償還前において発行者の信用状況が低下した場合、本債券の価値は低下することが予想される。

一般的に、発行者への信用格付は、発行者の債務支払能力を示す。ただし、当該信用格付は、すべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また、かかる格付は格付機関により、いつでも変更または取下げられる可能性がある。

流動性および市場性

本債券についてその流動性や市場性は保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

税金

将来において、本債券についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

2【利息支払の方法】

- (1) 各本債券の利息は、各本債券の計算基礎額に対して年（未定）%の利率で、利息起算日である2020年9月29日（当日を含む。）からこれを付し、2021年3月10日を初回として償還期限を最終回とする毎年3月10日および9月10日（以下それぞれ「利払日」という。）に、利息起算日（当日を含む。）または直前の利払日（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間について、各本債券の計算基礎額につき、（未定）ニュージーランドドル（ただし、初回の利払日である2021年3月10日については、各本債券の計算基礎額につき（未定）ニュージーランドドル）が後払いされる。

利払日が営業日（下記「4 元利金支払場所（6）」に定義される。）でない場合には、当該利払日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払日に支払われるべき利息額について調整は行われない。

本債券に関して支払われるべき金額の支払を要する日を「支払日」といい、かかる日は、下記「4 元利金支払場所（6）」の規定に従って調整されることがある。

各本債券には、償還日以降は利息が付されない。ただし、適法な本債券の呈示がなされたにもかかわらず、償還金額（以下に定義する。）の支払が不当に留保または拒絶された場合は、各本債券に対し、(i) 当該本債券に関してその日までに支払期日が到来している全額が所持人によりもしくはそのために受領された日、または(ii) 財務代理人が所持人に対して、財務代理人が本債券に関して通知から7日後の日までに支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から7日目の日（ただし、その後の支払に不履行があった場合を除く。）のいずれか早い方の日まで（判決の前後を問わず）、本「2 利息支払の方法」に従って、継続して利息が付される。

「償還金額」とは、適宜、下記「3 償還の方法」の「(1) 満期における償還」、「(2) 税制上の理由による期限前償還」、「(3) 違法性を理由とする期限前償還」または下記「11 その他(1) 債務不履行事由」により償還される償還金額を意味する。

- (2) 各本債券につき、利息金額が指定されていない期間に対して支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本債券の計算基礎額に、上記利率を適用し、その積に下記の算式に基づき当該期間の日数を 360 で除して算出される商を乗じて得られた数値（0.01 ニュージーランドドル未満を四捨五入）に、さらに本債券の額面金額を計算基礎額で除した割合を乗ずることにより計算される。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 の場合、D1 は 30 になる。

「D2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 であり、D1 が 29 より大きい数字の場合、D2 は 30 になる。

ただし、当該期間の日数は、当該期間の初日（当日を含む。）から当該期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

3【償還の方法】

- (1) 満期における償還

本債券が期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は、発行者により 2025 年 9 月 10 日の償還期限に、額面金額の 100% でニュージーランドドルにて償還される。

- (2) 税制上の理由による期限前償還

以下の場合、本債券は、発行者の選択により、30 日以上 60 日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、各本債券につき、場合に応じ、期限前償還金額（以下に定義する。）をもって、その全部（一部は不可。）を随時償還することができる。

(イ) 発行者が、スウェーデン王国またはスウェーデン王国のもしくはスウェーデン王国内の下部行政主体もしくは課税当局の法令に対する変更または修正、またはかかる法令（管轄裁判所の判決を含む。）の適用もしくは公的解釈における変更（発行日以後に生じたものに限る。）が生じたことにより、下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に定められたまたは記載された追加額を支払わなければならないかまたは支払う義務を負うことになる場合であって、かつ

(ロ) 発行者が、発行者に対して利用可能な合理的な措置を講じても、当該義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還通知は、もしその時点で本債券に関する支払期日が到来しているとしたならば、発行者が当該追加額の支払義務を負うことになる最も早い日の 90 日より前にはなされないものとする。

本段落に基づく償還通知に先立ち、発行者は財務代理人に対して、発行者がかかる償還を有効になす権利を有することを記載し、かかる償還をなすための発行者の権利の前提条件が発生していることを示す事実を表明した、発行者の執行委員会（Executive Committee）の 2 名の委員により署名された証明書を交付する。本項において述べているかかる通知の期間の満了により、発行者は、本項に従って本債券を償還する義務を負う。

本書において、「期限前償還金額」とは、各本債券の額面金額 1,000 ニュージーランドドルにつき、1,000 ニュージーランドドルに償還される日（当日を含まない。）までの経過利息（もしあれば）を付した金額をいう。

(3) 違法性を理由とする期限前償還

本債券に基づく発行者の義務の履行または本債券に基づく発行者のポジションをヘッジするためのあらゆる取決めが、全部または一部を問わず、現在または将来において適用ある、政府、行政、立法もしくは司法に関する権限を有する者による法、規則、規制、判断、命令もしくは通達を遵守した結果またはそれらの解釈により、非合法、違法もしくは禁止事項となった、またはそうなるであろうと計算代理人（以下に定義する。）が誠実に決定した場合には、発行者は、下記「10 公告の方法」に従い 3 日以上 30 日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、本債券の全部（一部は不可。）を、期限前償還金額で償還することができる。

「計算代理人」とは、（未定）または正当に授権されたその承継者をいう。

(4) 買入消却

発行者は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券は、保有、再販売、または消却のために提出できる。

本項に基づき消却のために提出されたすべての本債券は、（期限未到来の利札すべてが付されているか、共に提出されたことを条件として）即時に消却されるものとし、再販売または再発行することはできない。

4【元利金支払場所】

(1) 当初の支払代理人およびその指定事務所：

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)

連合王国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

（以下「支払代理人」といい、財務代理人契約（下記「6 債券の管理会社の職務」に定義される。）に従って選任された代替または追加の支払代理人を含む。）

発行者は、いつでも、支払代理人（財務代理人を含む。）の指名を変更もしくは終了する権利および追加のもしくはその他の支払代理人もしくは計算代理人を指名する権利を有する。ただし、発行者は、常に（i）財務代理人を維持し、（ii）FATCA 源泉徴収（下記（4）に定義される。）を控除されることなく本債券に基づく支払を受領する権利を有する支払代理人を維持し、また（iii）計算代理人を維持する。支払代理人は、いつでも、その指定事務所を、同一の都市にある他の事務所に変更する権利を有する。計算代理人、支払代理人またはそれらの指定事務所の変更の通知は、下記「10 公告の方法」に従って所持人に対して速やかに行われる。

(2) 元利金の支払およびニューヨークにおける支払：

元本：元本の支払は、オークランドまたはウェリントンに所在する銀行宛振出のニュージーランドドル建小切手により、または受取人がオークランドまたはウェリントンに所在する銀行に維持するニュージーランドドル建の口座への送金により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

利息：利息の支払は、下記（3）を条件として、上記元本の場合と同じ方法により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所においてしかるべき利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

ニューヨークにおける支払：（i）発行者が、支払期日到来時に支払われるべき通貨により本債券に関する利息の全額を支払代理人が支払うことができると合理的に予測して、米国外の支

払代理人を指名する場合、(ii) 当該支払代理人すべての事務所におけるかかる利息の全額の支払が違法であるか、または為替管理もしくはその他同様の制限により妨げられる場合、および (iii) 支払が適用ある米国法により許容される場合には、元本または利息の支払はニューヨークにおける支払代理人の指定事務所で行なわれる。

(3) 支払期限の到来した利札に関する以外の利息の支払は、米国外（または上記(2)の第3段落により許容される場合にはニューヨーク）に所在する支払代理人の指定事務所において、関連する本債券を呈示することによってのみなされる。

(4) 財務法に従った支払： 本債券に関する支払はすべて、いかなる場合においても、(i) 支払場所において適用ある財務またはその他の法令に従うものとするが、下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」の規定を害しないものとし、また、(ii) 下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」の規定にかかわらず、内国歳入法第1471条(b)項に記載された契約に従って要求される源泉徴収もしくは控除、またはその他の同内国歳入法第1471条から第1474条、同内国歳入法に基づく規定もしくは契約、その正式な解釈、もしくはこれらに対する政府間の提案を実施するあらゆる法律に従って課税される源泉徴収もしくは控除に従うものとする（以下「FATCA 源泉徴収」という。）。かかる支払につき、本債券または利札の所持人に対して、いかなる手数料または費用も課せられない。

(5) 本債券が、これに関するすべての期限未到来の利札が付されずに呈示された場合は、欠缺利札の総額に等しい金額が支払われるべき元本金額から差し引かれる。ただし、支払可能な総額が支払われるべき元本金額に満たない場合は、当該欠缺利札の総額のうち、実際に支払可能な総額の支払われるべき元本金額に対する割合に相当する金額が差し引かれる。

このようにして差し引かれた元本金額はそれぞれ、関連する欠缺利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えに支払われる。

(6) 営業日における支払：

本債券または利札のいずれかに関するある金額の支払期日が、支払に関する営業日でない場合、かかる支払期日は翌営業日まで延長され（ただし、直後のかかる営業日が翌暦月の日となる場合には、直前の営業日とする。）、その所持人は、かかる期日まで当該金額の支払を受ける権利を有しない。かかる調整によりいかなる追加利息その他一切の支払も行われることはない。

「営業日」とは、(A) 支払に関しては、(a) 商業銀行および外国為替市場がロンドン、ニューヨーク、東京、オークランドおよびウェリントンにおいて一般に支払の決済を行う日であり、(b) (i) 呈示または提出場所において、持参人払式証券の呈示および支払のためまたは債券の券面の提出のために、および外国為替取引のために、銀行が営業を行う日であり、また(ii) 口座への送金による支払の場合は、ロンドン、ニューヨーク、東京、オークランドおよびウェリントンにおいて外国為替取引が行われる日であり、また(B) 本書に基づいて必要とされるその他の計算、決定および評価を行うこと、または通知勧告を行うことに関連する事項については、ロンドン、ニューヨーク、東京、オークランドおよびウェリントンにおいて営業を行っている日をいう。

(7) 支払代理人が、支払のために支払代理人に対して呈示された本債券または利札のいずれかにつき、その一部を支払う場合、当該支払代理人は、その支払金額と日付を含む記載を当該本債券または利札に裏書する。

(8) 大券に関するすべての支払は、支払代理人または支払代理人が指図する者に対する大券の呈示、また（すべての経過利息とともに元本を完済する場合には）大券の提出によりなされ、本債券に関する発行者の対応する債務を弁済および免責する効果を有する。大券に関する元利金の支払がなされる各場合において、発行者はかかる支払の旨が大券付属の別紙に記入されるようにする。

(9) 通貨障害事由発生後の支払：

計算代理人が、誠実に、その単独かつ完全なる裁量により、発行者の支配の及ばない事由によりニュージーランドドルで支払うことができないと判断する場合（以下「通貨障害事由」という。）、通貨障害事由の発生後に本債券または利札に関して支払われるべき金額の支払は、計

算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する、米ドルまたはユーロ（ニュージーランドドル建の当該支払われるべき金額と同等の金額）で行われるものとする。通貨障害事由の通知（かかる通知は取消不能とする。）は、下記「10 公告の方法」に従って所持人になされるものとする。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券は、発行者の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、その間に優先関係はない。発行者が任意または強制的に清算（*likvidation*）または破産（*konkurs*）をした場合、本債券に関する、または本債券から生じる所持人の権利（本債券の要項に基づく義務の違反に対して認められた損害賠償が支払われる場合は、当該損害賠償を含む。）は以下の順位となる。

- (A) （スウェーデンの法律に基づき随時適用される強制的な例外規定に従うことを条件として）発行者のその時々において未履行のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である。
- (B) 非優先シニア債務および劣後債務よりも上位である。

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、関連債務（以下に定義する。）または関連債務の保証（以下に定義する。）を担保するために、発行者の現在または将来の事業、資産または収入の全部または一部に、いかなる担保権（以下に定義する。）も設定せず、また存在することを許容しない。ただし、(a) 同時もしくはそれ以前に、当該担保権と同順位かつ同比率で担保を本債券に付与する場合、または (b) 所持人の特別決議（下記「7 債権者集会に関する事項」に定義される。）により承認される本債券に対するその他の担保を設定する場合はこの限りでない。

本項において、

「関連債務」とは、証券取引所または証券市場（店頭市場を含むが、これに限定されない。）に上場し、値付けもしくは取引され、またはこれらが可能な社債、債券またはその他の証書の形態による、もしくはそれらにより表章される債務（以下に定義する。）をいう。

「債務」とは、ある者（下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」に定義される。）の借入金または調達資金に対する債務をいう。

「保証」とは、ある者の債務に関して、当該債務を返済するために他の者が負う債務をいう。

「担保権」とは、抵当権、チャージ（*charge*）、質権、先取特権またはその他の担保権（いずれかの法域の法令によりこれらに類似すると認められるものを含むが、それらに限定されない。）をいう。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし

財務代理人の職務

- (1) 発行者は、支払期日が到来した本債券に関する利息および元本、または償還金額（場合による。）を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日以前に、当該本債券に関してその時点で支払われるべき元本、償還金額または利息（場合による。）に相当する金額を支払う。

発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において（ただし、期限が到来しているか否かを問わない。）、財務代理人は、支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、上記「4 元利金支払場所」の記載に従い、当該支払代理人により支払われた金額と同額を当該支払代理人が財務代理人に対する通知により指定した銀行への振込の方法により支払う。

- (2) 本債券または利札を喪失、盗失、汚損、毀損または滅失した場合、すべての適用ある法律に従い、請求者が再発行におけるすべての費用を支払い、かつ、発行者および財務代理人が要求する証拠、担保、補償およびその他の条件を満たした場合、財務代理人の指定事務所において、

かかる本債券または利札は再発行される。汚損または毀損した本債券または利札は、再発行される前に提出されなければならない。

- (3) 財務代理人は、発行者、ドイチュ・バンク・アーゲー ロンドン支店、ドイチュ・バンク・ルクセンブルク・エス・アーおよびドイチュ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズとの間で締結された 2020 年 4 月 1 日付財務代理人契約（その後の修正または補足を含み、以下「財務代理人契約」という。）に定めるその他の義務および職務を遂行する。

7【債権者集会に関する事項】

財務代理人契約は、本債券に適用される要項の修正または放棄を含め、本債券の所持人の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を開催するための規定を有する。

発行者は、何時にても債権者集会を招集することができ、または本債券の元本残高の 10 分の 1 以上を有する本債券の所持人の書面による要求があった場合には、本債券の債権者集会を招集しなければならない。招集の日時および場所を記載した少なくとも 21 日前の通知が本債券の所持人に付与される。

かかる集会において、本債券もしくは議決権証書を保有しているか、または代理人であり、かつ本債券の元本残高の過半数を保有し、もしくは代表する 1 名以上の者（発行者およびそのノミニーを除く。）が出席した場合には、議題の審議のための定足数を構成する。

集会に提出された各議案は、先ず挙手により決定されるものとし、可否同数の場合には、議長が挙手および投票の双方に関して、本債券の所持人として有する議決権（もしあれば）に加えて、決定票を有する。

債権者集会は、本債券に関して、要項中の規定に従うことを条件として、財務代理人契約添付の「債権者集会に関する規定」第 17 項以前に記載されている規定により付与される権限に加えて、当該「債権者集会に関する規定」により第三者に付与される権限を損なうことなく、特別決議（以下に定義する。）により行使可能な次の権限を有する。

- (a) 本債券の所持人または利札の所持人の発行者に対する権利に関して、かかる権利が本債券その他に基づき生じるかどうかにかかわらず、変更、廃止、修正、和解または調整につき、発行者の提案を承認する権限。
- (b) 本債券を、発行者もしくは設立済もしくは設立予定のその他の法人の他の債務証書もしくは証券に交換、代替または転換することを承認する権限。
- (c) 本債券もしくは利札、要項、財務代理人契約添付の「債権者集会に関する規定」または財務代理人契約に記載されている条項に関して、発行者が提案する変更同意する権限。
- (d) 本債券に適用される要項に基づく義務の発行者による違反もしくはそのおそれ、または本債券に適用される要項に基づき債務不履行事由（下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」に定義される。）を構成することになる作為もしくは不作為に関して、権利を放棄し、または容認する権限。
- (e) 財務代理人またはその他の者に対して、特別決議を実行し、その効力を発生させるために必要な一切の書類、行為および事項の協力、作成および実施を授権する権限。
- (f) 本債券に適用される要項に基づき特別決議により付与されることが必要な権能、指図または承認を付与する権限。
- (g) 本債券に関して、本債券の所持人の権利を代表する受任者として、何人（本債券の所持人であるかどうかを問わない。）かを任命し、またかかる本債券の所持人が特別決議により自ら行使することができる権能または裁量権を、当該受任者に付与する権限。

適法に招集され、開催された本債券に関する債権者集会で可決された特別決議は、当該集会への出席の有無を問わず、すべての本債券の所持人を拘束し、また本債券に関するすべての利札所持人を拘束するものとし、かつこれに応じて、本債券および利札の各所持人は、本債券に関して、かかる決議の効力を承認することを義務づけられるものとする。かかる決議の可決は、当該決議がなされた状況が可決を正当化するものであったことの確定的な証拠であるものとする。

「特別決議」とは、財務代理人契約添付の「債権者集会に関する規定」の条項に従い適法に招集され、開催された本債券の債権者集会において、行使された議決権の4分の3以上の多数により可決された決議をいう。

8【課税上の取扱い】

(1) スウェーデン王国の租税

(i) 追加額支払

本債券に関する元本および利息の一切の支払は、スウェーデン王国またはスウェーデン王国内の課税当局によりまたはそのために現在または将来賦課される一切の種類税金その他の課徴金を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除の後に本債券または利札の所持人（場合による。）が受領する純額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札（場合による。）に関して受領するはずであった元本および利息の額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、支払のために呈示される本債券または利札に関してかかる追加額は支払われない。

(イ) 本債券または利札の所持以外にスウェーデン王国と関連を有することを理由として、本債券または利札に関する税金または課徴金が賦課される本債券または利札の所持人によるまたはそのための呈示である場合。

(ロ) 所持人が、非居住者である旨の宣言その他類似の免除請求を関連課税当局に行うことによりかかる源泉徴収または控除を回避することが可能である場合。

(ハ) 関連日（以下に定義する。）後30日を超える期間を経過した場合。ただし、所持人がかかる30日目の日に支払のために呈示をしていたならば受領する権利を有していた追加額を除く。

本書における「関連日」とは、(a) かかる支払に関して支払期日が最初に到来する日、または (b) 財務代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合は、「10 公告の方法」に従いかかる金額の全額が受領された旨の通知が所持人に対してなされた日、のいずれか遅い方の日を指す。

本債券に関する元本および利息には、本「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に基づいて支払われる追加額が含まれる。

疑義を避けるために言えば、SEKによる本債券に関する支払のすべては内国歳入法第1471条から1474条までの規定、同内国歳入法の現在および将来の規則もしくは正式な解釈、内国歳入法第1471条(b)に基づき締結された契約、政府間協定、またはかかる内国歳入法の条項の実施に関連して締結された政府間協定（またはかかる政府間協定を実施する法律）に基づき採択された財務上もしくは規制上の法律、規則もしくは慣行に基づき要求される金額が源泉徴収または控除され行われる（以下「FATCA源泉徴収税」という。）。SEKはFATCA源泉徴収税について追加額を支払う必要はない。

(ii) 課税管轄

発行者がスウェーデン王国以外の課税管轄に服することとなる場合、本書中のスウェーデン王国には、スウェーデン王国およびかかるその他の管轄が含まれると解される。

(2) 日本国の租税

(a) はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、本書の日付現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）に基づくものである。

下記(b)では、日本国の居住者である個人の本債券に関する課税上の取扱いの概略について、また下記(c)では、内国法人についての本債券に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。ただし、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があるこ

と、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

(b) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が支払いを受けるべき本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上 20.315% (15%の所得税、復興特別所得税(所得税額の 2.1%) および 5%の地方税の合計) の源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が保有する本債券の利息に係る利子所得は、原則として、20.315% (15%の所得税、復興特別所得税(所得税額の 2.1%) および 5%の地方税の合計) の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて本債券の利息の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。ただし、一回に支払いを受けるべき利息の金額ごとに確定申告を要する所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315% (15%の所得税、復興特別所得税(所得税額の 2.1%) および 5%の地方税の合計) の申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本債券の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315% (15%の所得税、復興特別所得税(所得税額の 2.1%) および 5%の地方税の合計) の申告分離課税の対象となる。

申告分離課税の対象となる、本債券の利息、譲渡損益、および償還差損益については、一定の条件および限度で、他の上場株式等(特定公社債を含む。)の利子所得、配当所得、および譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失(償還差損を含む。)については、一定の条件および限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等(特定公社債を含む。)に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本債券は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続および取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(c) 内国法人

内国法人が支払いを受けるべき本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本の税法上、15.315% (15%の所得税および復興特別所得税(所得税額の 2.1%) の合計) の源泉徴収税が課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。なお、本債券の利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本債券の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

9【準拠法及び管轄裁判所】

(1) 準拠法

本債券、財務代理人契約およびプログラムに基づき発行される債券に関して発行者によって作成された誓約証書(その変更または補足を含む。)ならびにそれらに起因もしくは関連して生じる契約外の義務は、英国法に準拠する。

(2) 英国の裁判所

英国の裁判所は、本債券に起因もしくは関連して生じる紛争（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有する。

(3) 適切な法廷

発行者は、英国の裁判所が紛争を解決する最も適した都合の良い裁判所であり、したがって、英国の裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。

(4) 英国外で訴訟手続を行う所持人の権利

上記(2)の規定は、所持人のみのものである。したがって、本「9 準拠法及び管轄裁判所」に記載されている事項により、所持人が管轄権を有するその他の裁判所で紛争に関連する訴訟手続（以下「訴訟手続」という。）を行うことを妨げられるものではない。所持人は、法律により許容される範囲において、複数の管轄地で同時に訴訟手続を行うことができる。

(5) 送達受領代理人

発行者は、訴訟手続を開始させる書面およびかかる訴訟手続に関連して送達を要するその他の書面が現在はロンドン市 W1H 2AG、アッパー・モンタギュー・ストリート5 (5 Upper Montagu Street, London W1H 2AG)（またはその時々々の英国における住所）に所在するビジネススウェーデン - スウェーデン貿易投資公団 (Business Sweden - The Swedish Trade and Invest Council) のその時々における商務参事官 (Trade Commissioner) に交付されることによって発行者に送達されうることと合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、いずれかの本債券の所持人の書面による請求により英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任する。かかる選任が当該請求後 15 日以内に行われないうときは上記の本債券の所持人は発行者へ通知することによりかかる者を選任する権限を与えられる。本段落の規定は、法律により認められたその他の方法で訴状を送達する所持人の権利に影響を与えるものではなく、英国およびその他の管轄地における訴訟手続に適用される。

10 【公告の方法】

すべての本債券が恒久大券（または恒久大券および仮大券）により表章され、かかる恒久大券（または恒久大券および仮大券）がユーロクリアまたはクリアストリーム（各々、下記「11 その他(2) 本債券の様式」に定義される。）またはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託されている間は、本債券の所持人への通知は関連する通知をユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に交付することによりなすことができ、この場合、当該通知は、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に交付された日に本債券の所持人になされたものとみなされる。

発行者に対する通知は、発行者に対して、Klarabergsviadukten 61-63, P.O. BOX 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden（または本段落に従って通知されたその他の住所および／もしくは宛先）宛に交付され、かつその外側に「Urgent: Attention: Treasury Support」と明記されていた場合に、有効になされたものとみなされ、かかる交付の時点をもって有効になされたものとみなされる。ただし、当該交付日がストックホルム市において営業が行われる日ではない場合、通知はストックホルム市における直後の営業が行われる日において有効になされたものとみなされる。

11 【その他】

(1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、継続している場合、本債券の所持人は、発行者に対する書面による通知を行うことにより（かかる通知は、発行者の受領により効力を生じ、かかる効力発生の日を以下「通知日」という。）、当該本債券が直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は、かかる通知日より前に当該債務不履行事由が治癒されない限り、直ちに期限が到来し、期限前償還金額で償還される。

- (i) 発行者が本債券のいずれかに関する支払期日が到来したいずれかの支払を 15 日を超えて怠った場合。
- (ii) 発行者がいずれかの本債券に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ、本債券の所持人が発行者に対し当該懈怠の治癒を要求する書面による通知をなした後 30 日間当該懈怠が継続した場合。
- (iii) いずれかの者が、発行者の借入金債務に関する債務不履行によって発行者の当該借入金債務の期限前の返済を正当に要求する権利を付与され、かつ、実際にそれを要求し、または当該借入金債務のための担保権を正当に実行する権利を付与され、かつ、実際にそれを実行し、または発行者が当該債務の返済をその履行期日もしくはその適用ある猶予期間の終了時において返済することを怠り、または借入金債務に関し発行者により与えられた保証の期限が到来し、かつ、請求を受けたにもかかわらず履行されなかった場合。ただし、本 (iii) 記載のいずれかの事由が発生しても、当該債務または当該保証に基づく発行者の責任が 1,000 万米ドルまたは当該発生事由に係る義務の表示通貨におけるその相当額を超えない場合は、債務不履行事由を構成しない。
- (iv) いずれかの管轄裁判所において、発行者に対し破産または支払不能の手続が提起され、その開始から 60 日間却下または停止されなかった場合、または発行者が清算された場合、または発行者が自己もしくはその資産の重要な一部について管理人、管財人、清算人、受託者、仲裁人の選任を仲裁機関もしくは当局に申請し、もしくはそれらの指名がなされた場合、またはその他の方法により、会社更生、会社整理、その債務の再調整、解散もしくは清算に関する適用ある管轄地の法律、規則もしくは命令に基づく和解をし、もしくは手続を開始した場合、または期限の到来した自己の債務を支払うことができず、もしくはその支払不能を認めた場合。

本書において、「者」とは、法人格を有するか否かにかかわらず、個人、会社、法人、企業、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、組合、団体、国家または国家機関その他のいずれかとする。

(2) 本債券の様式

本債券は、当初、無利札の仮大券（以下「仮大券」という。）の様式とする。仮大券は、発行日頃にユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（本書において「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・エスエー（本書において「クリアストリーム」という。）およびその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託される。

本債券の仮大券は、発行日から少なくとも 40 日目の日（以下「交換日」という。）以後、非米国人実質所有証明書により、その全部または一部を、利札が付されていない恒久大券の持分に交換することができる。恒久大券の持分への交換が不当に保留または拒否される場合を除き、交換日以後は、仮大券に基づく利息の支払は一切なされない。さらに、本債券に関する利息は、非米国人実質所有証明書なしにその支払を受けることはできない。

発行者は、仮大券の所持人の交換請求から 7 日以内に、

- (i) 財務代理人の指定事務所における仮大券の呈示および（最終交換の場合は）提出、および
- (ii) 財務代理人による非米国人実質所有証明書の受領と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、かかる恒久大券をその条項に従って、直ちに交付することを保証する。

恒久大券の元本金額は、非米国人実質所有証明書において特定された元本金額の総額に等しいものとする。ただし、いかなる場合でも、恒久大券の元本金額は、仮大券の当初の元本金額を超えないものとする。

恒久大券の元利金は、証明書が要求されることなく支払われる。

恒久大券は、(a) ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関が 14 日間継続して休業している場合（ただし、法律で定める休日による場合を除く。）または業務を永

久に中止する旨を発表した場合、または (b) 上記「(1) 債務不履行事由」に記載するいずれかの状況が発生した場合は、その全部（一部は不可。）が確定様式の本債券（以下「確定債券」という。）に交換される。

恒久大券が確定債券に交換される場合はいつでも、発行者は、恒久大券の所持人の交換請求から 30 日以内に、財務代理人の指定事務所への恒久大券の提出と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、適式に認証され利札が付されたかかる確定債券を恒久大券により表章される本債券の元本金額と等しい元本総額で、直ちに交付することを保証する。

各大券は無記名式であり、大券により表章される本債券については、本債券の要項中の「所持人」は、関連する大券の所持人をいう。かかる大券の所持人とは、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関がかかる大券を保有している限り、当該預託機関または共通預託機関をいう。

ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関の記録に大券の権利を有するとされている各々の者（以下「口座保有者」という。）は、発行者が当該大券の所持人になった各支払の当該口座保有者の取り分および大券に基づいて生じるその他一切の権利に関してはユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関のみを相手とせねばならない。口座保有者が大券に基づいて生じる権利を行使する範囲および方法については、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関のその時々それぞれの規則と手続により定められる。本債券が大券により表章されている限り、口座保有者は、本債券に基づき期日の到来した支払に関して発行者に対して直接請求する権利は有しておらず、発行者の当該義務は、大券の所持人に支払うことにより、免責される。

(3) 権 利

本債券および利札に関する権利は交付により移転する。

本債券または利札の所持人は、すべての点において、（本債券が支払期日を経過しているか否か、および本債券の所有権もしくは信託もしくは本債券のその他の権利の知・不知、本債券上の記載、または以前の本債券の喪失もしくは盗難の知・不知にかかわらず）その完全な所有者として扱われ（法律によりその他の取扱いを要求される場合を除く。）、いかなる者も当該所持人をそのように扱ったことについて責任を負わない。

(4) 時 効

本債券は本債券の支払の関連日後、10 年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。本債券に付属する利札は利札の支払の関連日後、5 年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。

(5) その後の発行

発行者は、本債券の所持人の同意なしに、本債券と同じ条項を有するか、または初回の利息の支払額だけが異なる債券を随時発行することができ、かかる債券は、残存する本債券と併せて単一のシリーズを構成することができる。

(6) 切り上げ、切り下げ

本書における計算については、（本書において他に定める場合を除き）(a) かかる計算から生じるすべての百分率につき、（必要であれば）0.00001%未満を四捨五入し、(b) かかる計算において用いられる、またはかかる計算から生じるニュージーランドドル額につき、0.01 ニュージーランドドル未満を四捨五入するものとする。

(7) 本債券および財務代理人契約の修正

本債券の要項を含む本債券は、明白な誤謬を正すため、本債券または利札の所持人の同意を得ずに修正されることがある。さらに、財務代理人契約の当事者は、その規定のいずれかを修正することに合意することができる。ただし、発行者は、かかる修正が形式的、些細なもの、もしくは技術的なものであるか、明白な誤謬を正すためになすものであるか、またはかかる当

事者の意見において、本債券の所持人の利益に重大な害を及ぼさないものでない限り、本債券の所持人の同意なしにかかる修正に同意しないものとする。

(8) いかなる者も、本債券の要項のいずれかを実行するための、契約（第三者の権利）法（1999）に基づく権利を有さないものとする。

(9) 計算代理人

(イ) 義務：本債券の条項および関連プライシング・サプルメントによる計算代理人の義務の遂行に際し、計算代理人は、別段の定めがない限り、その単独かつ完全なる裁量により行為する。本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サプルメントに基づくまたは本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サプルメントによる計算代理人のいかなる義務または裁量権の履行または行使（計算代理人によるその他の者に対する通知の交付を含むが、これに限定されない。）における、計算代理人によるいかなる遅延、繰延、猶予も、かかる義務または裁量権のその後の遂行または行使の有効性または拘束力に影響を与えないものとし、計算代理人および発行者は、かかる遅延、繰延、猶予に関し、またはその結果として生じた責任を負わない。

(ロ) 決定、通知等：関連プライシング・サプルメントに基づきまたは関連プライシング・サプルメントにより、計算代理人による決定、構成、行使が要求または許可されたすべての金額または状態、状況、事由もしくはその他の事態または意見の形成または裁量の行使について、計算代理人により本債券の要項のために付与され、表明され、なされ、または取得されたすべての通知、意見、決定、証明、計算および相場は、（故意による不正行為、悪意または明白な誤りがない場合）最終的であり、発行者、財務代理人、本債券の所持人および本債券に関連するその他の者を拘束し、（上記に従い）計算代理人は、かかる目的のためのその権限、義務および裁量権の行使に関して、本債券の所持人に対して責任を負わない。

募集または売出しに関する特別記載事項

SEKが破綻に瀕しているまたは破綻に陥る可能性がある場合の規制措置

欧州銀行再建・破綻処理指令（以下「BRRD」という。）は、ある機関の破綻がより広範な経済および金融システムへ及ぼす影響を最小限に抑える一方で、機関の重要な金融および経済機能の継続性を確保するために、すべての欧州経済地域の加盟国が自国の関連破綻処理当局に対して、健全ではないまたは破綻に瀕した機関に十分に早期かつ迅速に介入するための一連の手法を提供することを義務づけている。

スウェーデンでは、BRRDの要件が2016年破綻処理法（以下「破綻処理法」という。）により国内法に制定されている。スウェーデンによるBRRDの実施には、2016年2月1日からのバイルイン手法の導入が含まれている。

将来におけるさらなる資本要件の遵守の確保および維持のため、SEKがさらなる貸借対照表の圧縮や資本基盤の補強等様々な措置を講じることとなる可能性があり、かかる措置により、SEKの財務状態および業績に影響が及ぶ可能性がある。

破綻処理法により、スウェーデンの破綻処理当局には、破綻するリスクがあるとみなされるスウェーデンの金融機関に関して様々な措置を講じることができるよう実質的な権限が付与されている。SEKに関連していずれかの当該措置が行使されることにより、本債券の価値に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

破綻処理法に基づき、実質的な権限はスウェーデン国債局（以下「国債局（Riksgäldskontoret）」という。）に付与される（特定の状況においては、スウェーデン金融監督庁（以下「SFSA」という。）と協議がなされる）。国債局が関連事業体の破綻の可能性が非常に高くなってきており、かつ公益に脅威を与えるとみなす場合、当該権限により国債局は関連するスウェーデンの事業体（SEKなど）に対して破綻処理の措置を講じることが可能になる。

破綻処理権限の行使またはかかる行使の提案により、本債券の価値に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、また本債券の所持人が本債券への投資分の価値の一部または全部を失うおそれがある。

国債局はSEKおよび本債券に関してベイルイン手法を行使する可能性があり、その結果、本債券の所持人が投資分の一部または全部を失うおそれがある。

国債局は、(i) 通常の破綻における債権の階層を尊重し、(ii) 関連事業体の通常の破綻手続であったとしたならば受けたであろう処遇よりも不利な処遇を受けないような方法で、株主および無担保債権者（本債券の所持人を含む。）に損失を割り当てることにより、破綻機関の資本再生を可能にするためにベイルイン手法を行使する可能性がある。保険対象の預金および債務は、その保証の範囲内において、他の除外対象の債務とともにベイルイン手法の対象から除外される。

ベイルイン手法には、債務をなくす権限、または破綻処理下にある関連事業体の債務を減額もしくは延期するために契約条件を修正する権限、および債務を1つの形式または種類から別のものに転換する権限が含まれる。かかる権限の行使により、本債券の元本金額、利息もしくはその他の支払うべき金額の全部もしくは一部がなくなる可能性、および／または本債券の元本金額、利息もしくはその他の支払うべき金額の全部もしくは一部がSEKもしくはその他の者に係る株式、その他の証券もしくはその他の債務（本債券の条件の変更によるものを含む。）に転換される可能性があるが、いずれの場合においても、国債局が当該権限を行使することにより有効になる。破綻処理当局は、ベイルイン手法ならびに／または法定の減額権限および／もしくは転換権限を含む破綻処理手法を、実務的に可能な範囲において最大限に評価および利用した後の最後の手段としてのみ、公的財政支援の利用を許可するものと考えられる。

ベイルイン・損失吸収権限

本債券のその他の条件またはSEKと本債券の所持人（本「ベイルイン・損失吸収権限」において、本債券の実質的権利の保有者を含む。）との間のその他の契約、取決めもしくは合意にかかわらず、かつそれらを除き、各本債券の所持人は、本債券の取得により、本債券に基づき生じた債務は関連破綻処理当局（以下に定義する。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義する。）の行使の対象となる可能性があることを認め、かつこれを受け入れ、また以下の事項に拘束されることを認め、受け入れ、承諾し、かつこれに同意する。

- (a) 関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使の影響。かかる権限の行使は、以下の事態のいずれかまたは複数を含み、また結果としてそれらの事態をもたらすことがある（ただし、それらに限定されない）。
 - (i) 本債券に係る関連金額（以下に定義する。）の全部または一部の永久的な減額。
 - (ii) 本債券に係る関連金額の全部または一部の、SEKまたはその他の者に係る株式、その他の証券またはその他の債務への転換、および本債券の所持人に対する当該株式、証券または債務の発行または付与（本債券の所持人に関する条件の変更、修正または訂正による場合を含む。）。
 - (iii) 本債券または本債券に係る関連金額の消却。
 - (iv) 本債券の永続性に関する変更もしくは修正、または本債券について支払われる利息額もしくは利息の支払期日の変更（支払の一時的な停止による場合を含む。）
- (b) 関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使を発効させるために、関連破綻処理当局が必要とみなす本債券の条件変更。

「ベイルイン・損失吸収権限」とは、BRRDの国内法への反映に関して、スウェーデンにおいて有効な法令（ベイルイン法（以下に定義する。）ならびにベイルイン法に基づく法律文書、規則および基準を含むが、これらに限定されない。）に基づき随時適用され、かつそれらに従って行使される減額、転換、移転、変更または停止を行う権限をいう。これに基づき、

- (a) 銀行もしくは投資会社またはそれらの関連会社の債務は、減額、消却もしくは変更され、または当該法人もしくはその他の者に係る株式、その他の証券もしくはその他の債務に転換される（または一時的に停止される）可能性があり、
- (b) 銀行もしくは投資会社またはそれらの関連会社の債務について規定する契約における権利は行使されたものとみなされる可能性がある。

「ベイルイン法」とは、健全ではないまたは破綻に瀕した銀行、投資会社その他の金融機関またはそれらのスウェーデンにおける関連会社（清算手続、会社更生手続または破産手続によるものを除く。）に適用されるスウェーデンの2015年破綻処理法（*lag (2015:1016) om resolution*）およびSFSAの規則FFFS 2016:6（*Finansinspektionens föreskrifter (2016:6) om återhämtningsplaner, koncernåterhämtningsplaner och avtal om finansiellt stöd inom koncerner*）（場合により、随時訂正され、または書き換えられる。）をいう。

「関連金額」とは、本債券の残存する元本金額ならびに本債券の未払経過利息および支払期限の到来した追加金額をいう。当該金額に言及する場合、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使前に支払期限が到来していたものの未払となっている金額を含む。

「関連破綻処理当局」とは、SEKに関して、ベイルイン・損失吸収権限を行使する能力を有する破綻処理当局をいう。

本債券の関連金額が、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使の結果、減額、転換、消却、変更または修正された場合、当該行使後において、当該関連金額の弁済または支払は、当該減額、転換、消却、修正または変更の範囲において、その期限が到来することはなく、また支払が行われることもない。

SEKについて関連破綻処理当局によりベイルイン・損失吸収権限が行使された結果、関連金額の全部または一部が減額もしくは消却されるか、または、関連金額がSEKもしくはその他の者のその他の証券もしくは債務に転換されること、また、本債券について関連破綻処理当局によりベイルイン・損失吸収権限が行使されることのいずれも、債務不履行事由を構成することにはならない。

本債券について関連破綻処理当局によりベイルイン・損失吸収権限が行使された場合、SEKは、上記「10 公告の方法」に定める方法により、本債券の所持人に対して書面による通知を行う。SEKはまた、情報提供のため、当該通知の写しを財務代理人に交付する。

第3【資金調達目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4【法律意見】

発行者の法律顧問により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 訂正発行登録書および発行登録追補書類に記載された本債券の売出しは発行者により適法に授權され、スウェーデン王国法上適法である。
- (2) 本債券の発行および売出しならびに関東財務局長への訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出のため発行者に要求されるスウェーデン王国の政府機関のすべての同意、許可、承認、授權は取得されている。
- (3) 発行者またはその代理人による訂正発行登録書および発行登録追補書類の関東財務局長への提出は2005年スウェーデン会社法（その後の改正を含む。）および発行者の定款に従い発行者により適法かつ有効に授權されており、スウェーデン王国法上適法である。
- (4) 訂正発行登録書および発行登録追補書類（参照書類を含む。）中のスウェーデン王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

以上の法律意見はスウェーデン王国法に関してのみ限定して述べられている。

<本債券以外の債券に関する情報>

第1【募集要項】

該当なし

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、債券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【売出要項】

未定

2【利息支払の方法】

未定

3【償還の方法】

未定

4【元利金支払場所】

未定

5【担保又は保証に関する事項】

未定

6【債券の管理会社の職務】

未定

7【債権者集会に関する事項】

未定

8【課税上の取扱い】

未定

9【準拠法及び管轄裁判所】

未定

10【公告の方法】

未定

11【その他】

未定

第3【資金調達のための手取金の使途】

該当なし

第4【法律意見】

スウェーデン輸出信用銀行（以下「SEK」という。）の法律顧問であるアンドレアス・ジー・ヨハンソン氏により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (a) 関東財務局長への発行登録書の提出のため SEK に要求されるスウェーデン王国の政府機関のすべての同意、許可、承認、授権は取得されている。
- (b) SEK またはその代理人による発行登録書の関東財務局長への提出は 2005 年スウェーデン会社法（その後の改正を含む。）および SEK の定款に従い SEK により適法かつ有効に授権されている。
- (c) スウェーデン王国の法令上、SEK による発行登録書の関東財務局長への提出にはスウェーデン王国の政府による承認または同意は必要とされていない。
- (d) 発行登録書に基づく発行登録は、スウェーデン王国法上適法である。

上記の法律意見はスウェーデン王国法に関してのみ限定して述べられている。

第5【その他の記載事項】

債券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

2020年6月30日関東財務局長に提出

事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

2021年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

半期（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

2020年9月30日までに関東財務局長に提出予定

半期（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

2021年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

発行登録書の提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

SEK

Document certifying that the Registrant satisfies the criteria under Article 5, Paragraph 4 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan applied mutatis mutandis under Article 27 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan.

To: The Director General of the Kanto Local Finance Bureau

23 December 2019

Filed on: _____

The Name of Registrant:

AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT

The Signature of Representative:



Mats Axelman
Director



Ann-Marie Ahlén Fihlman
Director

- (1) The Registrant has submitted the Securities Report continuously for one (1) year.
- (2) The aggregate principal amount of the bonds that have been issued or distributed by the Registrant in Japan by filing Securities Registration Statement is 10 billion Yen or more.

(訳 文)

発行登録書の提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

2019 年 12 月 23 日提出

発行登録書の提出者の名称 スウェーデン輸出信用銀行

代表者の署名 (署名)

マッツ・アクセルマン
取締役

(署名)
アン・マリー・アーレン・フィルマン
取締役

- (1) 発行登録書の提出者は、一年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- (2) 発行登録書の提出者が日本国において有価証券届出書を提出することにより発行し、または交付された債券の券面総額は百億円以上であります。

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

スウェーデン輸出信用銀行（以下「SEK」、「当社」または「親会社」という。）は、2020年7月16日に、2020年度第2四半期の業績について、大要以下の内容を有するプレス・リリースを行った。

なお、本書の文中においては、科目にかかわらず、収益・利益はプラス表示、費用・損失はマイナス表示をしている。したがって、例えば、「営業費用は、マイナス α クローナであった」という表現が使われている場合には、営業費用として支出した額が α クローナであったという意味であり、 α クローナの利益があったという意味ではないことに注意されたい。

事業運営

スウェーデンの輸出業者に対する記録的な運転資金の融資

第2四半期の新規貸付額は565億クローナ（2019年度第2四半期：321億クローナ）であり、これはSEKの歴史の中で、単独の四半期における貸付額として2番目に高額であり、スウェーデンの輸出業者に対する貸付額は過去最高額である。貸付高は、2007年および2008年の金融危機において最高額を記録した四半期よりも、現在の方が高い。

主な取引はスウェーデンの輸出業者に対する運転資金の融資であった。これらの融資の多くはスウェーデン輸出信用機関との協力の下に、運転資金の信用保証を発行して行われた。COVID-19パンデミックの最中、SEKは、顧客が他の市場において流動性へのアクセスが困難な場合に、3年以上の期間にわたる融資だけでなく、より短い期間の融資を提供することができている。

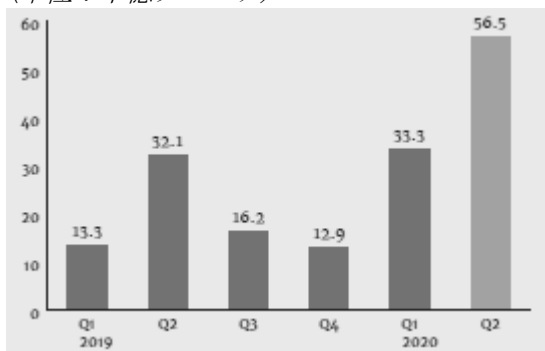
同時に、輸出信用に対する需要も高まっており、SEKは、とりわけ、スカニア製バスのコートジボワールへの販売と、EricssonからVerizon Communications Inc.への通信機器の販売に融資を行った。

事業運営は、主に融資に対する需要の著しい増加という形で、COVID-19による影響を受けている。さらなる影響は、通常より多くの顧客が、パンデミックによる事業へのマイナスの影響により、貸付契約の返済猶予や条件変更を求めていることである。しかしながら、これらの要求は予想していたより少なく、SEKは特定の融資を減損する必要はない。

パンデミックによるもう一つの影響は、新規顧客の増加が予想より少なかったことである。これは、一部はCOVID-19の蔓延により取引先との会議が問題になったことによるものであった。3月以降、全ての顧客との打合せはデジタルで行われている。

新規貸付（四半期毎）

（単位：十億クローナ）



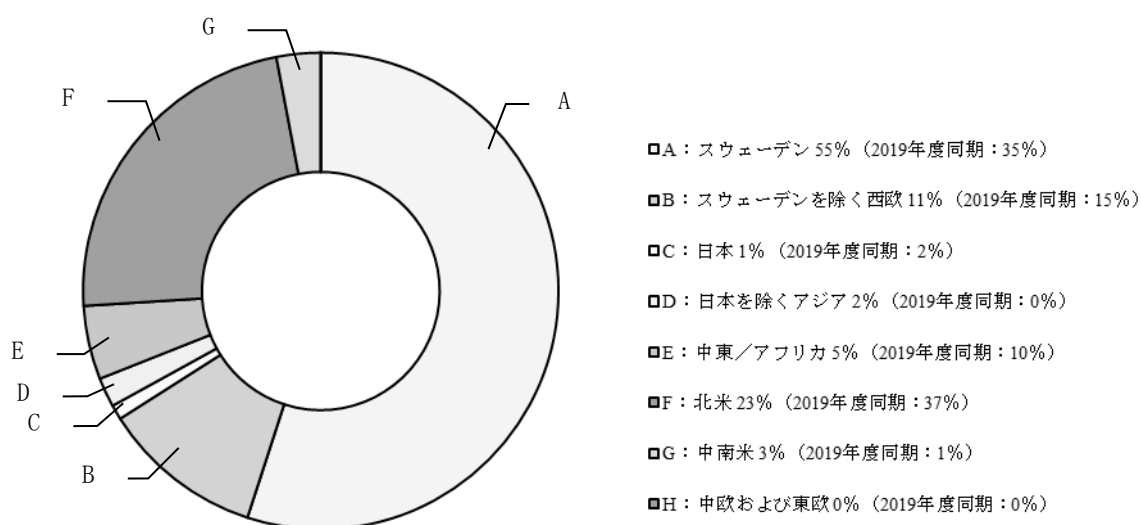
新規貸付

(単位：十億クローナ)	2020年1月-6月	2019年1月-6月	2019年1月-12月
スウェーデンの輸出業者に対する貸付 ¹	52.4	13.7	24.9
輸出業者の顧客に対する貸付 ²	37.4	31.7	49.6
合 計	89.8	45.4	74.5
CIRR貸付が新規貸付に占める割合	12%	34%	21%

¹ うち当期末の未実行残高は9億クローナ（2019年度上半期末：1億クローナ、2019年度末：18億クローナ）。

² うち当期末の未実行残高は154億クローナ（2019年度上半期末：160億クローナ、2019年度末：163億クローナ）。

SEKの市場別新規貸付 2020年度1月-6月：898億クローナ（2019年度同期：454億クローナ）



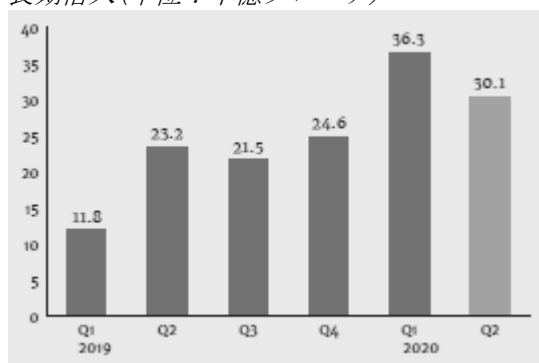
安定的な借入市場

COVID-19パンデミックによる金融市場における厳しい混乱の後、状況はかなり安定した。SEKの高い信用格付と良い評判は、世界的投資家の中に大きな関心を生み出し、当社は大幅に増加した顧客への貸付のための資金調達を行うことに成功している。

SEKは、2020年5月に、12.5億米ドルの5年物固定利付ベンチマーク債を発行した。投資家の関心が高かった結果、当該債券は有利な条件で発行された。当社は、6月に、スウェーデン・クローナ建ての2件のグリーンボンドも発行し、これも有利な条件であった。当四半期中に短期借入の市場が公開され、SEKのコマーシャルペーパーに対する関心が大きかったことにより、当社はCOVID-19以前と比べて同等または改善された条件で発行をすることができた。

新規借入（四半期毎）

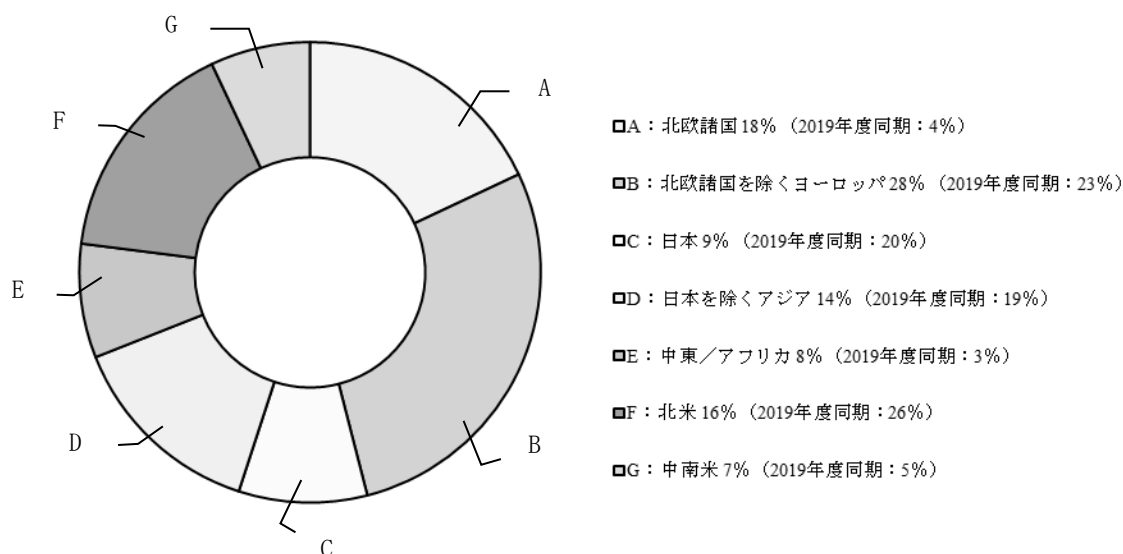
長期借入(単位：十億クローナ)



SEKの借入

(単位：十億クローナ)	2020年1月-6月	2019年1月-6月	2019年1月-12月
新規長期借入	66.4	35.0	81.1
非劣後債務残高	304.5	270.1	273.0
自己債務の買戻しおよび償還	2.6	4.8	21.3

SEKの市場別新規借入 2020年度1月-6月の長期借入：664億クローナ(2019年度同期：350億クローナ)



連結財務諸表へのコメント

2020年度1月-6月

営業利益は290百万クローナ（2019年度上半期：680百万クローナ）であった。純利益は224百万クローナ（2019年度上半期：536百万クローナ）であった。前年度同期と比較して減少した要因は、金融取引の純業績の減少であり、これは予想信用損失に対する引当金の増加に加えて、未実現の市場価値の変動によって、マイナスの影響を受けた。

純利息収益

純利息収益は874百万クローナ（2019年度上半期：850百万クローナ）であり、前年度同期と比較して3%増加した。純利息収益は、金融機関の再生を支援するためにSEKが基金に支払うことが求められている破綻処理負担金が総額43百万クローナ（2019年度上半期：85百万クローナ）に減少したことにより、42百万クローナ増加した。2020年度において、破綻処理負担金は算定根拠（SEKの負債調達資産から、公式に支援を受けた輸出信用（「CIRR」）貸付を差し引いたものと基本的に一致する。）の0.05%（2019年度：0.09%）である。破綻処理負担金の減少による影響は、流動性ポートフォリオにおけるリスクの減少によって相殺された。

以下の表は、平均利付資産および平均利付負債を示すものである。

(単位：十億クローナ、平均)	2020年1月-6月	2019年1月-6月	変動
貸付合計	232.8	214.6	8%
流動性投資	59.9	59.3	1%
利付資産	311.4	290.6	7%
利付負債	288.8	264.0	9%

金融取引の純業績

金融取引の純業績はマイナス91百万クローナ（2019年度上半期：155百万クローナ）であった。上半期の業績は、主に短期金利の低下の動きにより影響を受けた。当四半期中、金融市場におけるボラティリティは非常に高かった。これは、SEKの未実現収益がさらされている金利やベースス・スプレッドおよび信用スプレッドなどの市場要因の大きな変動に反映された。たとえ個々の市場要因が当期中の未実現収益のボラティリティ増加に貢献しても、当期における収益全体への影響は限定的であった。

営業費用

(単位：百万クローナ)	2020年1月-6月	2019年1月-6月	変動
人件費	-177	-171	4%
その他の管理費	-98	-106	-8%
非金融資産の減価償却費および減損費用	-26	-28	-7%
営業費用合計	-301	-305	-1%

営業費用は前年度同期と比較して1%減少し、これは主にその他の管理費の減少に起因しており、人件費の増加によって部分的に相殺された。

個別変動報酬プログラムに計上された引当金はなかった（2019年度上半期：5百万クローナ）。

純信用損失

純信用損失に計上された金額は、マイナス175百万クローナ（2019年度上半期：マイナス4百万クローナ）であり、予想信用損失に対する引当金の増加によるものであった。信用損失は、COVID-19パンデミックを背景とした市況に起因しており、SEKは、ステージ1およびステージ2の予想信用損失の増加を確認している。SEKのIFRS第9号モデルは、デフォルト確率への影響の見積りがGDP予測に基づいている。SEKの経営陣は、現在の強いマイナスのGDP予測は、危機にある企業を救うために政府が実施した支援対策を完全には考慮していないため、デフォルト確率を誇張する可能性があると考えている。よってSEKは、全体的

な調整を行っている。

貸倒引当金は、2019年12月31日現在のマイナス128百万クローナに対し、2020年6月30日現在はマイナス281百万クローナであり、このうちステージ3のエクスポージャーはマイナス46百万クローナ（2019年度末：マイナス64百万クローナ）であった。SEKには、当期中において新たなステージ3の融資はなかった。ステージ3の減少は、従前全額が留保された予想損失の結果である。

税金

税金費用は、マイナス66百万クローナ（2019年度上半期：マイナス144百万クローナ）であり、実効税率は21.4%（2019年度上半期：21.2%）であった。

その他の包括利益 (OCI)

その他の包括利益（税引前）は48百万クローナ（2019年度上半期：19百万クローナ）であり、自己の信用リスクの変動に関連するプラスの業績に起因する。

2020年度4月-6月

営業利益は133百万クローナ（2019年度第2四半期：328百万クローナ）であった。純利益は101百万クローナ（2019年度第2四半期：262百万クローナ）であった。前年度同期と比較して減少した主な要因は、未実現の市場価値の変動によってマイナスの影響を受けた金融取引の純業績の減少の他に、予想信用損失に対する引当金の増加であった。

純利息収益

純利息収益は469百万クローナ（2019年度第2四半期：455百万クローナ）であり、前年度同期と比較して3%増加した。純利息収益は、当期の破綻処理負担金が総額17百万クローナ（2019年度第2四半期：44百万クローナ）に減少したことにより、27百万クローナ増加した。これは、流動性ポートフォリオにおけるリスクの減少によって相殺された。

以下の表は、平均利付資産および平均利付負債を示すものである。

(単位：十億クローナ、平均)	2020年4月-6月	2019年4月-6月	変動
貸付合計	245.0	218.6	12%
流動性投資	56.9	59.5	-4%
利付資産	321.6	294.0	9%
利付負債	308.7	269.5	15%

金融取引の純業績

金融取引の純業績はマイナス24百万クローナ（2019年度第2四半期：50百万クローナ）であった。上記の通り、2020年度第2四半期中のボラティリティは非常に高かった。特に、金利ベースス・スプレッド、信用スプレッドおよびLIBORオーバーナイト・インデックス・スワップ（「LIBOR OIS」）・スプレッドによる影響は重大である。SEKは、第2四半期中、金利ベースス・スプレッドによりマイナスの影響を受け、これは、信用スプレッドおよびLIBOR OISスプレッドの変動によるプラスの影響によって、部分的に相殺された。

営業費用

(単位：百万クローナ)	2020年4月-6月	2019年4月-6月	変動
人件費	-92	-87	6%
その他の管理費	-46	-58	-21%
非金融資産の減価償却費および減損費用	-13	-14	-7%
営業費用合計	-151	-159	-5%

営業費用は前年度同期と比較して5%減少し、これは主にその他の管理費の減少に起因しており、人件費の増加によって部分的に相殺された。

個別変動報酬プログラムに計上された引当金はなかった（2019年度第2四半期：3百万クローナ）。

純信用損失

純信用損失に計上された金額は、マイナス151百万クローナ（2019年度第2四半期：マイナス13百万クローナ）であり、予想信用損失に対する引当金の増加によるものであった。信用損失は、主にCOVID-19パンデミックを背景とした市況に起因しており、SEKは、ステージ1およびステージ2の予想信用損失の増加を確認している。SEKのIFRS第9号モデルは、デフォルト確率への影響の見積りがGDP予測に基づいている。SEKの経営陣は、現在の強いマイナスのGDP予測は、危機にある企業を救うために政府が実施した支援対策を完全には考慮していないため、デフォルト確率を誇張する可能性があると考えている。よってSEKは、全体的な調整を行っている。第2四半期において、SEKは、従前全額が留保された1件の確定損失を確認した。

税金

税金費用は、マイナス32百万クローナ（2019年度第2四半期：マイナス66百万クローナ）であり、実効税率は21.4%（2019年度第2四半期：20.4%）であった。

その他の包括利益 (OCI)

その他の包括利益（税引前）はマイナス54百万クローナ（2019年度第2四半期：26百万クローナ）であり、主な要因は、自己の信用リスクの変動に関連するプラスの業績であるが、これは確定給付制度の再評価に関連するマイナスの業績によって相殺された。

財政状態報告書について

資産合計および流動性投資

2019年度末と比較して、資産合計は増加しており、これは主にCOVID-19パンデミックによる貸付高の増加および貸付能力の増加に起因している。当期中において、SEKの主に既存顧客による融資の需要が著しく増加し、これは承諾済貸付の増加にもつながった。

(単位：十億クローナ)	2020年6月30日現在	2019年12月31日現在	変動
資産合計	353.5	317.3	11%
流動性投資	56.1	63.6	-12%
貸付合計	248.0	217.6	14%
うち、CIRR制度による貸付	79.4	76.1	4%

2020年6月30日現在の純エクスポージャー総額（リスク軽減後）は、3,814億クローナ（2019年度末：3,475億クローナ）であった。当期中の中央政府および企業に対する信用エクスポージャーは、スウェーデンの輸出業者に対する貸付が増加したことにより増加しており、この一部は政府機関によって保証されている。金融機関に対するエクスポージャーは、当社の流動性管理における積極的対策に起因して減少している。

負債および株主資本

2020年6月30日現在、利用可能な資金および株主資本の総額は、あらゆる満期の貸付残高および承諾済貸付の総額を上回った。SEKは、全ての未実行のコミットメント契約に対し満期に至るまで貸付を行うことができると考えている。

SEKには、スウェーデン国債局により提供される最大2,000億クローナの融資枠がある。CIRRの枠組みにおける顧客からの需要の増加を確実に拠出するために、SEKは、2020年度第1四半期中にかかる融資枠から100億クローナを利用した。かかる融資枠は、現在は、CIRR制度の対象となる貸付に利用可能であるのに加え、150億クローナまで商業輸出融資にも利用可能である。かかる融資枠は、SEKが資金調達市場を利用できない場合の備えとなる。

自己資本比率

2020年6月30日現在、SEKの自己資本合計は190億クローナ（2019年度末：183億クローナ）であった。総自己資本比率は20.4%（2019年度末：20.6%）であり、これは、SEKが見積もる2020年6月30日現在のスウェーデン金融監督庁（スウェーデンFSA）の規制要件である15.0%を上回る5.4パーセント・ポイントのマージンがあることを表している。対応する普通株式等Tier-1資本の規制要件の予測は、10.1%であった。SEKの自己資本が普通株式等Tier-1資本のみで構成されていることを考慮すると、かかる規制要件を上回る10.3パーセント・ポイントのマージンがあることを表している。全体として、SEKは強固な資本および十分な流動性を有している。

(単位：%)	2020年6月30日現在	2019年12月31日現在
普通株式等Tier-1比率	20.4	20.6
Tier-1資本比率	20.4	20.6
総自己資本比率	20.4	20.6
レバレッジ比率	5.4	5.7
流動性カバレッジ比率(LCR) ¹	722	620
安定調達比率(NSFR) ¹	129	120

¹ SEKは、将来の規制上の要件に適応するために、2020年度第1四半期に、LCRおよびNSFRの計算手法を変更した。新しいNSFRの計算は、わずかなプラスの影響を及ぼすが、LCRの計算に対する変更は、結果にほとんど影響を与えない。

格付

	スウェーデン・クローナ	外貨
ムーディーズ	Aa1/安定的	Aa1/安定的
スタンダード&プアーズ	AA+/安定的	AA+/安定的

その他の事象

COVID-19パンデミックがもたらした、金融システムの大きな混乱およびスウェーデンの輸出業界に対するマイナスの影響に起因して、SEKとその株主は、SEKの貸付能力を強化し、それによりスウェーデンの輸

出業者を支援するためのより良い前提条件を当社に与える目的で、対策を実施している。対策の一つは、2020年3月26日の年次総会において可決された決議で、これにより2019年度の配当金は支払われないこととなった。また、スウェーデン議会は、スウェーデン政府に対して、スウェーデン国債局が提供するSEKの融資枠を1,250億クローナから2,000億クローナに増額することを許可した。SEKは、現在、かかる融資枠を、現行のCIRR制度の中で利用することができ、また、150億クローナまでは商業輸出融資にも利用することができる。

リスク要因およびマクロ環境

SEKの事業の一環として様々なリスクが発生し、これは主に信用リスクから構成されるが、市場リスク、流動性リスク、借換えリスク、オペレーショナル・リスクおよび持続可能性リスクも含まれる。

スウェーデン統計局によると、2020年度第1四半期におけるスウェーデンのGDPの成長率は年率0.5%であり、2020年5月現在の失業率は8.5%であった。5月において消費者物価指数は年率ベースで変更がなく、レポ金利は0%のまま変更がなかった。2020年度第1四半期において、スウェーデンの輸出は前四半期から3.4%増加した。

世界貿易の成長は2019年度および2020年度初頭に鈍化した。この動きがCOVID-19パンデミックの結果として加速したことは、我々が現在経験している世界中の成長、貿易およびその他のほぼ全ての指標における急激な下降によって明らかである。これらの指標の予測は、主要な予測家により急激に下方修正され、2020年度第2四半期中これまでに受領したデータは、不確実性の高さに起因して信頼できないものであった。例えば、世界銀行は2020年度に世界的成長が5.2%衰退すると予想している。COVID-19の影響は、たとえいくつかの救済措置が出現し始めたとしても、世界中の社会的機能の大部分が終了したことで、2020年1月の英国の欧州連合（「EU」）離脱や、貿易紛争および地政学的リスクによる影響を、目立たなくさせている。しかしながら、スウェーデンの公共財政の健全な状態（公債が少ない。）は、財政出動の利用の可能性に関して有利である。

英国のEU離脱を踏まえて、SEKは、当社と当社の取引先銀行との間の全ての契約および限度額が、引き続き適用されることを確実にしている。

COVID-19パンデミックは、スウェーデンの輸出に大きなマイナスの影響を与えており、回復には時間がかかるかと予想されるため、SEKの取引量にも悪影響が予想される。輸出業者による銀行および資本市場における資金調達へのアクセスが限定された環境では、SEKは輸出業界にとって重要な役割を担うことができる。

また、SEKには、公正価値で計上される資産および負債がある。金融市場における価格のボラティリティの増加は、SEKの未実現の業績のボラティリティを増加させるかもしれない。

財務目標

収益目標	株主資本利益率は長期的に最低6%であること。
配当方針	当年度利益の30%の通常配当を支払うこと。
資本目標	SEKの総自己資本比率は、スウェーデンFSAの規制要件を2~4パーセント・ポイント上回り、SEKの普通株式等Tier-1比率は、スウェーデンFSAの規制要件を最低でも4パーセント・ポイント上回ること。現在、資本目標は、SEKが見積もる2020年6月30日現在のスウェーデンFSAの規制要件に基づき、総自己資本比率が17.0~19.0%、普通株式等Tier-1比率が14.1%であるべきことを意味する。

主要な業績指標

(別段の表示がない限り、単位：百万クローナ)	2020年 4月-6月	2020年 1月-3月	2019年 4月-6月	2020年 1月-6月	2019年 1月-6月	2019年 1月-12月
新規貸付	56,509	33,290	32,132	89,799	45,435	74,515
うちスウェーデンの輸出業者に対する貸付	32,478	19,888	8,905	52,366	13,750	24,901
うち輸出業者の顧客に対する貸付	24,031	13,402	23,227	37,433	31,685	49,614
CIRR貸付が新規貸付に占める割合	18%	0%	45%	12%	34%	21%
貸付残高および未実行貸付	308,091	290,235	276,386	308,091	276,386	269,744
新規長期借入	30,069	36,292	23,210	66,361	35,041	81,053
非劣後債務残高	304,493	312,839	270,065	304,493	270,065	273,017
税引後株主資本利益率	2.1%	2.6%	5.7%	2.3%	5.8%	5.5%
普通株式等Tier-1比率	20.4%	19.9%	19.9%	20.4%	19.9%	20.6%
Tier-1資本比率	20.4%	19.9%	19.9%	20.4%	19.9%	20.6%
総自己資本比率	20.4%	19.9%	19.9%	20.4%	19.9%	20.6%
レバレッジ比率	5.4%	5.4%	5.6%	5.4%	5.6%	5.7%
流動性カバレッジ比率(LCR) ¹	722%	681%	464%	722%	464%	620%
安定調達比率(NSFR) ¹	129%	131%	114%	129%	114%	120%

¹ SEKは、将来の規制上の要件に適応するために、2020年度第1四半期に、LCRおよびNSFRの計算手法を変更した。新しいNSFRの計算は、わずかなプラスの影響を及ぼすが、LCRの計算に対する変更は、結果にほとんど影響を与えない。

後述の「定義」の項を参照されたい。

連結包括利益計算書（要約）

(単位：百万クローナ)	2020年 4月-6月	2020年 1月-3月	2019年 4月-6月	2020年 1月-6月	2019年 1月-6月	2019年 1月-12月
受取利息	1,073	1,250	1,608	2,323	3,187	6,083
支払利息	-604	-845	-1,153	-1,449	-2,337	-4,366
純利息収益	469	405	455	874	850	1,717
純手数料支出	-10	-7	-5	-17	-16	-33
金融取引の純業績	-24	-67	50	-91	155	226
営業収益合計	435	331	500	766	989	1,910
人件費	-92	-85	-87	-177	-171	-333
その他の管理費	-46	-52	-58	-98	-106	-206
非金融資産の減価償却費および減損費用	-13	-13	-14	-26	-28	-57
営業費用合計	-151	-150	-159	-301	-305	-596
営業利益(信用損失考慮前)	284	181	341	465	684	1,314
純信用損失	-151	-24	-13	-175	-4	-10
営業利益	133	157	328	290	680	1,304
税金費用	-32	-34	-66	-66	-144	-277
純利益¹	101	123	262	224	536	1,027
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ	-	-	-	-	-8	-8
損益に再分類される項目への課税	-	-	-	-	2	2
損益に再分類される項目(純額)	-	-	-	-	-6	-6
損益に再分類されない項目						
自己の信用リスク	-62	111	42	49	54	24
確定給付制度の再評価	8	-9	-16	-1	-27	-4
損益に再分類されない項目への課税	12	-23	-8	-11	-6	-4
損益に再分類されない項目(純額)	-42	79	18	37	21	16
その他の包括利益合計	-42	79	18	37	15	10
包括利益合計¹	59	202	280	261	551	1,037
(単位：クローナ)	2020年 4月-6月	2020年 1月-3月	2019年 4月-6月	2020年 1月-6月	2019年 1月-6月	2019年 1月-12月
1株当たり利益(基本的小および希薄化考慮後) ²	25	31	66	56	134	257

¹ 全利益は、親会社の株主に帰属する。

² 純利益を各期間における期中平均株式数（3,990,000株）で割って算出したもの。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2020年6月30日現在	2019年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	3,911	1,362
財務省証券/国債	18,953	8,344
その他の利付証券(貸付を除く。)	33,268	53,906
利付証券の発行という形式をとった貸付	55,688	43,627
金融機関への貸付	30,685	27,010
一般への貸付	182,126	163,848
デリバティブ	7,622	6,968
有形固定資産・無形資産	135	134
繰延税金資産	15	16
その他の資産	18,355	9,334
前払費用および未収収益	2,714	2,747
資産合計	353,472	317,296
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	3,205	3,678
一般からの借入	10,000	-
発行済債券	291,288	269,339
デリバティブ	24,619	20,056
その他の負債	2,460	2,466
未払費用および前受収益	2,464	2,582
引当金	93	93
負債合計	334,129	298,214
株式資本	3,990	3,990
準備金	-106	-143
利益剰余金	15,459	15,235
株主資本合計	19,343	19,082
負債および株主資本合計	353,472	317,296

連結株主資本変動計算書（要約）

	株主資本	株式資本	準備金			利益剰余金
			ヘッジ 準備金	自己の 信用リスク	確定給付 制度	
(単位：百万クローナ)						
株主資本期首残高(2019年1月1日現在)	18,239	3,990	6	-117	-42	14,402
純利益(2019年1月-6月)	536					536
その他の包括利益(2019年1月-6月)	15		-6	43	-22	
包括利益合計(2019年1月-6月)	551		-6	43	-22	536
配当金	-194					-194
株主資本期末残高(2019年6月30日現在)¹	18,596	3,990	-	-74	-64	14,744
株主資本期首残高(2019年1月1日現在)	18,239	3,990	6	-117	-42	14,402
純利益(2019年1月-12月)	1,027					1,027
その他の包括利益(2019年1月-12月)	10		-6	19	-3	
包括利益合計(2019年1月-12月)	1,037		-6	19	-3	1,027
配当金	-194					-194
株主資本期末残高(2019年12月31日現在)¹	19,082	3,990	-	-98	-45	15,235
株主資本期首残高(2020年1月1日現在)	19,082	3,990	-	-98	-45	15,235
純利益(2020年1月-6月)	224					224
その他の包括利益(2020年1月-6月)	37			38	-1	
包括利益合計(2020年1月-6月)	261			38	-1	224
配当金	-					-
株主資本期末残高(2020年6月30日現在)¹	19,343	3,990	-	-60	-46	15,459

¹ 全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

連結グループのキャッシュフロー計算書（要約）

(単位：百万クローナ)	2020年 1月-6月	2019年 1月-6月	2019年 1月-12月
営業活動			
営業利益	290	680	1,304
営業利益の非現金項目に係る調整額	322	98	-279
法人税支払額	-188	-153	-366
営業活動からの資産および負債の変動	-12,216	551	-1,433
営業活動からのキャッシュフロー	-11,792	1,176	-774
投資活動			
資本的支出	-14	-16	-40
投資活動からのキャッシュフロー	-14	-16	-40
財務活動			
非劣後債務の変動	14,327	-4,134	-4,420
デリバティブ(純額)	352	2,168	4,049
支払配当	-	-194	-194
リース負債の支払額	-13	-	-39
財務活動からのキャッシュフロー	14,666	-2,160	-604
当期のキャッシュフロー	2,860	-1,000	-1,418
期首現金および現金等価物残高	1,362	2,416	2,416
当期のキャッシュフロー	2,860	-1,000	-1,418
現金および現金等価物の為替差額	-311	203	364
期末現金および現金等価物残高¹	3,911	1,619	1,362

¹ この文脈において現金および現金等価物は、直ちに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

親会社の損益計算書（要約）

(単位：百万クローナ)	2020年 4月-6月	2020年 1月-3月	2019年 4月-6月	2020年 1月-6月	2019年 1月-6月	2019年 1月-12月
受取利息	1,073	1,250	1,608	2,323	3,187	6,083
支払利息	-604	-845	-1,153	-1,449	-2,337	-4,366
純利息収益	469	405	455	874	850	1,717
純手数料支出	-10	-7	-4	-17	-16	-33
金融取引の純業績	-86	44	92	-42	209	250
営業収益合計	373	442	543	815	1,043	1,934
人件費	-91	-84	-87	-175	-171	-335
その他の管理費	-47	-51	-58	-98	-106	-207
非金融資産の減価償却費および減損費用	-13	-13	-15	-26	-29	-57
営業費用合計	-151	-148	-160	-299	-306	-599
営業利益(信用損失考慮前)	222	294	383	516	737	1,335
純信用損失	-151	-24	-13	-175	-4	-10
営業利益	71	270	370	341	733	1,325
非課税準備金の変更分	-	-	-	-	-	1,321
税金費用	-19	-58	-77	-77	-155	-572
純利益	52	212	293	264	578	2,074

親会社の貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2020年6月30日現在	2019年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	3,911	1,362
財務省証券/国債	18,953	8,344
その他の利付証券(貸付を除く。)	33,268	53,906
利付証券の発行という形式をとった貸付	55,688	43,627
金融機関への貸付	30,685	27,010
一般への貸付	182,126	163,848
デリバティブ	7,622	6,968
子会社株式	0	0
有形固定資産・無形資産	135	134
その他の資産	18,355	9,334
前払費用および未収収益	2,713	2,747
資産合計	353,456	317,280
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	3,205	3,678
一般からの借入	10,000	-
発行済債券	291,288	269,339
デリバティブ	24,619	20,056
その他の負債	2,460	2,467
未払費用および前受収益	2,464	2,582
引当金	19	20
負債合計	334,055	298,142
分配不能資本		
株式資本	3,990	3,990
法定準備金	198	198
内部で開発されるソフトウェアのための資金	67	47
分配可能資本		
利益剰余金	14,882	12,829
当年度純利益	264	2,074
株主資本合計	19,401	19,138
負債および株主資本合計	353,456	317,280

定義

代替的業績指標（該当する指標には、*を付している。）

代替的業績指標（APMs）は、IFRS、資本要件指令IV（CRD IV）または金融機関および投資会社の健全性要件に関する規則（EU）No. 575/2013（CRR）において定義されていない、主要な業績指標である。SEKは、これらが業界内で一般に使用されているため、またはスウェーデン政府から命じられたSEKの任務に適合しているため、これらを表示している。APMsは、事業の監視および管理のために内部で使用されており、他の企業が表示している類似の主要な業績指標と直接比較可能であるとはみなされていない。

*税引後株主資本利益率

純利益が当年度の平均株主資本（報告期間の期首残高および期末残高を用いて計算される。）に占める割合（%）。

*平均利付資産

現金および現金等価物、財務省証券／国債、その他の利付証券（貸付を除く。）、利付証券の発行という形式をとった貸付、金融機関への貸付および一般への貸付の合計。報告期間の期首残高および期末残高を用いて計算される。

*平均利付負債

非劣後債務残高および劣後債務の合計。報告期間の期首残高および期末残高を用いて計算される。

1株当たり利益（基本的小および希薄化考慮後）（単位：クローナ）

純利益を各期間における期中平均株式数（3,990,000株）で割って算出したもの。

*CIRR貸付が新規貸付に占める割合

公式に支援を受けた輸出金融（CIRR）が新規貸付に占める割合。

CIRR制度

CIRR制度は、公式に支援を受けた輸出金融（CIRR）の制度から構成される。

普通株式等Tier-1比率

この比率は、普通株式等Tier-1資本合計がリスク・エクスポージャー総額に占める割合である。

大企業

年間売上高が50億クローナを上回る企業。

レバレッジ比率

CRRに基づいて測定される、Tier-1資本がエクスポージャー額に占める割合（%）。

流動性カバレッジ比率 (LCR)

流動性カバレッジ比率は、今後30日間の当社のキャッシュ・アウトフロー純額との関連で流動性の高いSEKの資産を示す、流動性の指標である。LCRの100%は、当社の流動性準備金が30日間のストレス状況下における流動資金流出に対応するのに十分であることを意味する。スウェーデンFSAの規則と異なり、EUの規則は、マイナスの市場シナリオによる影響の結果生じるデリバティブのための担保の差し入れの需要に対応するアウトフローを考慮する。

貸付

利付証券の発行という形式で提供される全ての融資枠および従来の契約書によって供与される融資枠に関連する貸付。SEKは、これらの金額がSEKの貸付高を測定する上で有用であると考えている。したがって、本書中の貸付高に関する説明は、この定義に基づく金額に関連するものである。

* 貸付残高および未実行貸付

利付証券の発行という形式をとった貸付、金融機関への貸付、一般への貸付ならびに貸付残高および未実行貸付の合計。デリバティブ担保契約に基づく現金担保と、残余期間が3ヶ月を超える預金については、控除が行われる（財政状態報告書を参照されたい。）。

中規模企業

年間売上高が500百万クローナ以上50億クローナ以下の企業。

安定調達比率 (NSFR)

この比率は、バーゼルⅢに基づいたストレス・シナリオにおける、当社の1年超の流動性の低い資産との関連から、安定した資金調達を測定するものである。

* 新規貸付

新規貸付は、貸付期間にかかわらず、全ての新規承諾済貸付をいう。新規貸付の一部は承諾済未実行貸付であるため、連結財政状態報告書および連結グループのキャッシュフロー計算書において、全ての新規貸付は報告されていない。承諾済未実行貸付に報告される金額は、為替レートの変動などによって、連結財政状態報告書に表示される場合に変動する可能性がある。

* 新規長期借入

年限が1年超の新規借入であり、金額は取引日に基づいている。

* 非劣後債務残高

金融機関からの借入、一般からの借入および発行済債券の合計。

自己の信用リスク

損益を通じた公正価値で指定される金融負債の信用リスクに起因する、公正価値の純変動。

自己債務の買戻しおよび償還

金額は取引日に基づいている。

スウェーデンの輸出業者

直接的または間接的にスウェーデンの輸出を振興しているSEKの顧客。

Tier-1資本比率

この比率は、Tier-1資本合計がリスク・エクスポージャー総額に占める割合である。

総自己資本比率

この比率は、自己資本合計がリスク・エクスポージャー総額に占める割合である。

有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち 主要なものを要約した書面

1. 設 立

(1) 設立および主たる事務所

スウェーデン輸出信用銀行（AB Svensk Exportkredit）（英語名 Swedish Export Credit Corporation）（以下「SEK」、「当社」または「親会社」という。）は、スウェーデン王国（以下「スウェーデン政府」または「スウェーデン」という。）とスウェーデンの主要な銀行により締結された契約に従って、1944年制定のスウェーデン会社法に基づき1962年に設立された。かかる契約は、スウェーデン政府、スウェーデンの政府機関および銀行と協力し、スウェーデンの物品とサービスの輸出を金融面から支援するために、政府法案1962年第125号に基づくスウェーデン議会の決議に従って締結された。

SEKの主たる事務所の所在地は、Klarabergsviadukten 61-63, Stockholm, Sweden（郵便物の宛先は、P.O. Box 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden）である。

(2) 目 的

定款第3条に基づき、SEKの目的は、スウェーデンのインフラストラクチャーなど、スウェーデンの輸出産業に直接的または間接的に関連するスウェーデンのための活動の発展を促進するためならびにスウェーデンの産業の国際化および競争力の強化のために、銀行業および金融事業法（Banking and Financing Business Act）（2004年第297号）に従い、商業分野においてスウェーデン国内の財務活動および国際的財務活動を行うことである。

「財務活動」とは、主に以下のことをいう。

1. 資金の借入を行うこと（例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは債券その他類似の負債性商品の発行による。）。
2. 貸付を行うことおよびその仲介（例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付）。
3. その他の金融事業に関与すること（例えば、債権の取得および動産のリース）。
4. 保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと。
5. 有価証券の発行に関与すること。
6. これらの業務に関連して助言を提供すること。
7. 有価証券の保有および取引を行うこと。
8. SEKの事業およびSEKの債権保全のために必要と認められる限度で不動産および動産を取得すること。
9. 証券市場法（Securities Market Act）（2007年第528号）に従って投資事業を行うこと。
10. 上記の業務に基づくその他の事業を行うこと。

2. 資本構成

(1) 連結資本構成

2019年12月31日および2018年12月31日現在のSEKの連結資本ならびに株主資本は次の表に示す通りである。

(単位：百万クローナ)	2019年12月31日 現在	2018年12月31日 現在
非劣後債	273,016	257,846
劣後債	-	-

株主資本(それぞれ2019年12月31日および2018年12月31日現在)

(単位：百万クローナ)	2019年12月31日 現在	2018年12月31日 現在
株式資本(1株当たり引用価値1,000クローナの株式3,990,000株)	3,990	3,990
準備金	-43	-153
利益剰余金	15,235	14,402
株主資本合計	19,082	18,239
資本合計	292,098	276,085

(2) 大株主

現在の株式の合計は3,990,000株である。2003年6月30日以降はスウェーデン政府がSEKの唯一の(100%)株主となっている。スウェーデン政府は全株を保有している。定款に基づき、SEKが自己の保有する株式と同じクラスの既存株主以外の者に株式を譲渡する場合には、SEKの株主は、新株引受権を有する。SEKの株式の保有割合は次の表に示す通りである。

株主	保有割合(%)	保有株式数
スウェーデン王国	100	3,990,000

3. 業務の概況

歴史と発展

SEKはスウェーデン会社法(2005年第551号)に基づく「公開有限責任会社」であり、産業・イノベーション省を通してスウェーデン政府(以下「スウェーデン」、「スウェーデン政府」または「政府」という。)が完全所有している。

親会社は、輸出業者および海外の顧客の双方の長期融資の需要に応えることによりスウェーデンの輸出産業の競争力を強化するため、1962年に設立された。SEKの目的は、スウェーデン銀行業および金融事業法(2004年第297号)に従って財務活動に従事し、これに関連してスウェーデンの商業および産業の発展を促進すること、ならびに、商業分野においてスウェーデン国内の財務活動および国際的財務活動を行うことである。親会社の存続期間は無期限である。

SEKの使命は、1962年に事業を開始してから発展してきた。SEKは輸出融資分野にその起源を置いているが、その商品範囲は拡大されてきた。しかし、SEKは依然として金融市場における特定分野の事業者である。

事業の概要

SEKの使命は、スウェーデンの産業および通商の発展ならびに国際競争力を促進する目的で、スウェーデンの輸出産業に商業的および持続可能な条件で金融ソリューションへのアクセスを確保することである。その使命には、公共政策の任務として、市場貸出基準金利制度（以下「CIRR制度」という。）の運営が含まれる。1978年に設定され、その後随時修正された取決めに従って、グループは、スウェーデン政府に代わり、報酬を受けてCIRR制度の運営を行っている。

SEKは、政府助成による条件での貸付（CIRR制度における固定金利は、市中固定金利より低いことがある。）の他、市中固定金利または市中変動金利での商業的条件での貸付も展開している。CIRR制度によるSEKへの報酬は、連結包括利益計算書において受取利息の一部として計上される。スウェーデンは経済協力開発機構（以下「OECD」という。）に加盟しているため、CIRR制度は、OECDの公的支援輸出信用ガイドライン取決めに準拠するよう設計されている。

SEKの商品提供は、スウェーデンの輸出業者およびその顧客に向けたものであり、現在の主な顧客は、売上高が40億クローナを上回る上位100社のスウェーデンの輸出業者である。2015年度から、SEKは、売上高が500百万クローナを上回る中規模の輸出業者にも届けられるよう、商品提供を拡大している。

SEKは主に貸付を業務としており、そのため、国内外の銀行およびその他の金融機関の補完的役割を果たすと共に、彼らと協力して活動している。SEKは、Almi、ビジネス・スウェーデン、スウェーデン輸出信用債権庁およびSwedfundなど、スウェーデンの他の輸出振興機関とも密接なパートナーシップを有している。

SEKは、様々な通貨および異なる年限の貸付を提供することができる。SEKの貸付の大半はスウェーデン・クローナ、米ドルまたはユーロであるが、その他の数種類の通貨でも貸付を提供している。

SEKは、国際資本市場における借入業務を通じて、金融商品における専門性を高めた。

SEKは長期輸出関連金融を独自の専門分野とし、同時に財務上の対応力および柔軟な組織を有しており、これがSEKの事業の運営における重要な要素となっている。

2019年度

・スウェーデンの輸出業者およびその顧客に対するSEKの新規貸付額は、745億クローナ（2018年度：570億クローナ）であった。このうちスウェーデンの輸出業者に対する新規貸付額は249億クローナ（2018年度：180億クローナ）であり、輸出業者の顧客に対する新規貸付額は496億クローナ（2018年度：390億クローナ）であった。

・SEKは、顧客基盤と商品提供を拡大することに注力している。SEKによる新規顧客の勧誘は好調で、顧客基盤は大幅に増加した。SEKは、30社の新規顧客を獲得し、かかる顧客は大企業と中規模企業というSEKの顧客グループの両方に存在している。

・2018年度末に向けて、SEKは新たな組織構成を決定した。2019年1月1日付で、SEKは、顧客業務への注力と事業支援の強化を目的とした組織再編を実施した。貸付の事業分野は、大企業担当と中企業担当という二つの部署に分けられた。また、事業開発・事業支援・変革担当と戦略的提携関係担当という二つの新たな部署が設立された。さらに、会計部門と財務部門は、最高財務責任者の元で一つの部署に再編された。

・2019年度におけるSEKのグリーン・プロジェクトに対する新規貸付額は、総額で31億クローナ（2018年度：20億クローナ）であった。

・SEKの純利息収益は、1,717百万クローナ（2018年度：1,442百万クローナ）であった。純利息収益は、金融機関の再生を支援するためにSEKが基金に支払うことが求められている破綻処理負担金が169百万クローナ（2018年度：266百万クローナ）に減少したことによって、プラスの影響を受けた。

・SEKは、スウェーデン輸出産業の振興のための能力を一層強化するために、スウェーデン国債局との間に

1,250億クローナの融資枠を有しており、これはスウェーデン議会によって2020年度末まで更新された。SEKはまだ、当該融資枠を利用したことがない。かかる融資枠は、CIRR貸付のみに利用することができる。

・SEKの取締役会は、当年度利益の30%というSEKの配当方針に従って、合計308百万クローナ（2018年度：194百万クローナ）の配当金の支払いを年次総会に提案することを決議した。

4. 経理の状況

以下のSEKの連結財務諸表は、国際会計基準審議会（IASB）によって公表され、EUによって採択された国際財務報告基準ならびに金融機関および証券会社の年次会計に関する法律に従って作成されている。連結財務諸表に表示される親会社の単独財務諸表は、スウェーデンで一般に認められた会計原則に従って作成されている。連結財務諸表および親会社の財務書類は、2019年12月31日付で当社のスウェーデン公認会計士であるエーリングスプライスウォーターハウスクーパース AB (PwC) により監査されている。SEKが適用している会計原則および財務情報の表示方法は、日本で適用されている会計原則および財務情報の表示方法とは異なる可能性がある。

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2019年	2018年
実効金利法を用いて算出した受取利息	5,187	4,390
その他の受取利息	896	763
支払利息	-4,366	-3,711
純利息収益	1,717	1,442
純手数料支出	-33	-32
金融取引の純業績	226	19
その他の営業収益	-	-2
営業収益合計	1,910	1,427
人件費	-333	-311
その他の管理費	-206	-231
非金融資産の減価償却費および減損費用	-57	-40
営業費用合計	-596	-582
営業利益(信用損失考慮前)	1,314	845
純信用損失	-10	7
営業利益	1,304	852
税金費用	-277	-204
純利益¹	1,027	648
その他の包括利益：		
損益に再分類される項目		
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ	-8	-25
損益に再分類される項目への課税	2	6
損益に再分類される項目(純額)	-6	-19
損益に再分類されない項目		
自己の信用リスク	24	374
確定給付制度の再評価	-4	-48
損益に再分類されない項目への課税	-4	-72
損益に再分類されない項目(純額)	16	254
その他の包括利益合計	10	235
包括利益合計¹	1,037	883
(単位：クローナ)	2019年	2018年
1株当たり利益(基本的小および希薄化考慮後) ²	257	162

1 全利益は、親会社の株主に帰属する。

2 2019年度の期中平均株式数は3,990,000株(2018年度：3,990,000株)であった。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	1,362	2,416
財務省証券/国債	8,344	11,117
その他の利付証券(貸付を除く。)	53,906	48,665
利付証券の発行という形式をとった貸付	43,627	36,781
金融機関への貸付	27,010	27,725
一般への貸付	163,848	161,094
デリバティブ	6,968	6,529
有形固定資産・無形資産	134	69
その他の資産	9,334	4,980
前払費用および未収収益	2,747	2,657
繰延税金資産	16	-
資産合計	317,296	302,033
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	3,678	2,247
発行済債券	269,339	255,600
デリバティブ	20,056	21,934
その他の負債	2,466	1,069
未払費用および前受収益	2,582	2,583
繰延税金負債	-	276
引当金	93	85
負債合計	298,214	283,794
株式資本	3,990	3,990
準備金	-143	-153
利益剰余金	15,235	14,402
株主資本合計	19,082	18,239
負債および株主資本合計	317,296	302,033

親会社の損益計算書

(単位：百万クローナ)	2019年	2018年
実効金利法を用いて算出した受取利息	5,187	4,390
その他の受取利息	896	763
支払利息	-4,366	-3,711
純利息収益	1,717	1,442
純手数料収入	-33	-32
金融取引の純業績	250	393
その他の営業収益	-	-2
営業収益合計	1,934	1,801
人件費	-335	-319
その他の管理費	-207	-232
非金融資産の減価償却費および減損費用	-57	-40
営業費用合計	-599	-591
営業利益(信用損失考慮前)	1,335	1,210
純信用損失	-5	0
金融固定資産の減損 ¹	-5	7
営業利益	1,325	1,217
非課税準備金の変更分	1,321	1,123
税金費用	-572	-531
純利益	2,074	1,809

1 金融固定資産の減損は、利付証券の発行という形式をとった貸付の減損を表している。

親会社の貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	1,362	2,415
財務省証券/国債	8,344	11,117
その他の利付証券(貸付を除く。)	53,906	48,665
利付証券の発行という形式をとった貸付	43,627	36,782
金融機関への貸付	27,010	27,725
一般への貸付	163,848	161,094
デリバティブ	6,968	6,529
子会社株式	0	0
有形固定資産・無形資産	134	69
その他の資産	9,334	4,980
前払費用および未収収益	2,747	2,657
資産合計	317,280	302,033
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	3,678	2,247
発行済債券	269,339	255,600
デリバティブ	20,056	21,934
その他の負債	2,467	1,069
未払費用および前受収益	2,582	2,583
引当金	20	15
負債合計	298,142	283,448
非課税準備金	-	1,321
分配不能資本		
株式資本	3,990	3,990
法定準備金	198	198
内部で開発されるソフトウェアのための資金	47	22
分配可能資本		
公正価値準備金	-	6
利益剰余金	12,829	11,239
当年度純利益	2,074	1,809
株主資本合計	19,138	17,264
負債および株主資本合計	317,280	302,033

連結株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本	準備金			利益剰余金
			ヘッジ 準備金	公正価値 準備金	自己の 信用リスク	
(単位：百万クローナ)						
IFRS第9号の適用による影響	14			-9	-409	432
調整済株主資本期首残高(2018年1月1日現在)	17,588	3,990	25	-	-409	13,986
当年度純利益	648					648
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ	-25		-25			
損益に再分類される項目への課税	6		6			
損益に再分類されない項目						
自己の信用リスク	374				374	
確定給付制度の再評価	-48					-48
損益に再分類されない項目への課税	-72				-82	10
その他の包括利益合計	235		-19		292	-38
包括利益合計	883		-19		292	648
配当金	-232					-232
株主資本期末残高(2018年度)¹	18,239	3,990	6	-	-117	14,402
株主資本期首残高(2019年1月1日現在)	18,239	3,990	6	-	-117	14,402
当年度純利益	1,027					1,027
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ	-8		-8			
損益に再分類される項目への課税	2		2			
損益に再分類されない項目						
自己の信用リスク	24				24	
確定給付制度の再評価	-4					-4
損益に再分類されない項目への課税	-4				-5	1
その他の包括利益合計	10		-6		19	-3
包括利益合計	1,037		-6		19	1,027
配当金	-194					-194
株主資本期末残高(2019年度)¹	19,082	3,990	-	-	-98	15,235

1 全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

親会社の株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本	法定 準備金	内部で開発 されるソフト ウェアの ための資金	公正価値準備金		利益 剰余金
					ヘッジ準備金	公正価値準備金	
(単位：百万クローナ)							
IFRS第9号の適用による影響	14					-9	23
調整済株主資本期首残高(2018年1月1日現在)	15,707	3,990	198	28	26	-	11,465
当年度純利益	1,809						1,809
その他の包括利益：							
損益に再分類される項目							
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ	-26				-26		
損益に再分類される項目への課税	6				6		
その他の包括利益合計	-20				-20		
包括利益合計	1,789				-20		1,809
純業績へ	-			-6			6
配当金	-232						-232
株主資本期末残高(2018年度)	17,264	3,990	198	22	6	-	13,048
株主資本期首残高(2019年1月1日現在)	17,264	3,990	198	22	6	-	13,048
当年度純利益	2,074						2,074
その他の包括利益：							
損益に再分類される項目							
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ	-8				-8		
損益に再分類される項目への課税	2				2		
その他の包括利益合計	-6				-6		
包括利益合計	2,068				-6		2,074
純業績へ	-			25			-25
配当金	-194						-194
株主資本期末残高(2019年度)	19,138	3,990	198	47	-	-	14,903

連結グループのキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	2019年	2018年
営業活動		
営業利益 ¹	1,304	852
営業利益の非現金項目に係る調整額		
信用損失引当金(純額)	10	-7
非金融資産の減価償却費および減損費用 為替差額	57	40
未実現の公正価値の変動額	7	5
その他	-185	-40
	-5	16
営業利益の非現金項目に係る調整額合計	-116	14
法人税支払額	-529	-366
貸付の増加(-)/減少(+)	-2,540	-9,016
保有債券および証券の増加(-)/減少(+)	-889	-13,782
その他の資産および負債の変動(純額)	1,996	-1,347
営業活動からのキャッシュフロー	-774	-23,645
投資活動		
投資	-40	-21
投資活動からのキャッシュフロー	-40	-21
財務活動		
非劣後債務	126,412	92,045
債務返済額	-112,190	-59,390
自己長期債務の買戻しおよび繰上償還	-18,642	-7,553
劣後債務の変動	-	-2,322
デリバティブ	4,049	1,830
リース負債の支払額	-39	-
支払配当	-194	-232
財務活動からのキャッシュフロー	-604	24,378
当期のキャッシュフロー(純額)	-1,418	712
期首現金および現金等価物残高	2,416	1,231
当期のキャッシュフロー(純額)	-1,418	712
現金および現金等価物の為替差額	364	473
期末現金および現金等価物残高²	1,362	2,416
うち銀行預金	651	374
うち現金等価物	711	2,042
¹ 受領済受取利息および支払済支払利息		
受領済受取利息	9,057	4,586
支払済支払利息	4,366	3,192

² この文脈において現金および現金等価物は、直ちに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

親会社のキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	2019年	2018年
営業活動		
営業利益 ¹	1,325	1,217
営業利益の非現金項目に係る調整額		
信用損失引当金(純額)	10	-7
非金融資産の減価償却費および減損費用	57	40
子会社の売却益	-	24
為替差額	2	-3
未実現の公正価値の変動額	-185	-40
その他	-18	-303
営業利益の非現金項目に係る調整額合計	-134	-289
法人税支払額	-529	-366
貸付の増加(-)/減少(+)	-2,539	-9,017
保有債券および証券の増加(-)/減少(+)	-889	-13,782
その他の資産および負債の変動(純額)	1,994	-1,394
営業活動からのキャッシュフロー	-772	-24,559
投資活動		
資本的支出	-40	-21
投資活動からのキャッシュフロー	-40	-21
財務活動		
非劣後債務	126,412	92,045
債務返済額	-112,190	-59,390
自己長期債務の買戻しおよび繰上償還	-18,642	-7,553
劣後債務の変動	-	-2,322
デリバティブ	4,048	1,830
リース負債の支払額	-39	-
支払配当	-194	-232
財務活動からのキャッシュフロー	-605	24,378
当期のキャッシュフロー(純額)	-1,417	726
期首現金および現金等価物残高	2,415	1,216
当期のキャッシュフロー(純額)	-1,417	726
現金および現金等価物の為替差額	364	473
期末現金および現金等価物残高²	1,362	2,415
うち銀行預金	651	374
うち現金等価物	711	2,041

¹ 受領済受取利息および支払済支払利息

受領済受取利息	9,057	4,586
支払済支払利息	4,366	3,192

² この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。